

平成 28 年度 業 務 報 告



厚生労働省 近畿厚生局

は じ め に

近畿厚生局は、近畿地域 2 府 5 県（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県）における厚生行政の政策実施機関として、平成 13 年 1 月に設置されて以来、国民の皆様に最も身近な医療、健康、福祉、年金、さらに麻薬や覚醒剤等取締などに関する業務を行っております。

さて、日本は諸外国に例をみないスピードで高齢化が進行しており、団塊の世代（約 800 万人）が 75 歳以上となる 2025 年（平成 37 年）以降は、国民の医療や介護の需要が、さらに増加することが見込まれています。

このような状況の中、医療や介護が必要な状態になっても、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保されるしくみ（地域包括ケアシステム）の構築を目指して、平成 28 年 4 月に地域包括ケア推進課が新設されました。

近畿厚生局は、今後とも近畿地域における厚生行政の拠点として、国民の皆様の行政サービスに対するニーズの高度化、多様化に応え、行政サービスの質の更なる向上を目指してまいります。

本書は、平成 28 年度に当厚生局が実施した業務の概要や実績等について、わかりやすく取りまとめたものです。

国民の皆様をはじめ、地方自治体や関係団体の皆様方に、近畿厚生局について、一層のご理解を深めていただくための一助となれば幸いです。引き続き、皆様のご協力とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成 29 年 7 月

厚生労働省近畿厚生局長

丸 山 浩

目 次

I 近畿厚生局の概要

1 沿革	1
2 組織	6
3 所在地等	7
4 近畿厚生局の行動指針	8

II 業務の概要及び実績

〈総務部門〉

1 総務課	9
2 企画調整課	11
3 年金指導課	13
4 年金調整課	16
5 年金審査課	20
6 社会保険審査官	22

〈健康福祉部〉

7 健康福祉課	23
8 医事課	40
9 食品衛生課	51
10 地域包括ケア推進課	57
11 保険課	60
12 企業年金課	62

〈指導部門〉

13 管理課	67
14 医療課	70
15 調査課	73
16 特別指導第一課・特別指導第二課	74
17 指導監査課・府県事務所	75
18 麻薬取締部	79

III 課別所掌事務に係る資料・統計

<年金調整課関係>

- ・学生納付特例事務法人一覧 83

<社会保険審査官関係>

- ・審査請求の流れ 85

<健康福祉課関係>

- ・生活保護法に基づく指定医療機関等一覧 86

- ・各種養成施設管内府県別指定状況一覧 87

- ・各種養成施設一覧 88

<医事課関係>

- ・医師臨床研修病院一覧（基幹型） 97

- ・歯科医師臨床研修施設一覧 101

<食品衛生課関係>

- ・総合衛生管理製造過程の承認施設数及び延承認品目数 102

- ・総合衛生管理製造過程承認施設一覧 103

- ・食品衛生法に基づく登録検査機関一覧 106

- ・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく
指定検査機関一覧等 108

<地域包括ケア推進課関係>

- ・平成28年度近畿厚生局地域包括ケア推進課の活動実績 112

<保険課関係>

- ・管内の健康保険組合の状況 114

<企業年金課関係>

- ・管内の厚生年金基金の状況等 115

- ・管内の確定拠出年金等の状況 116

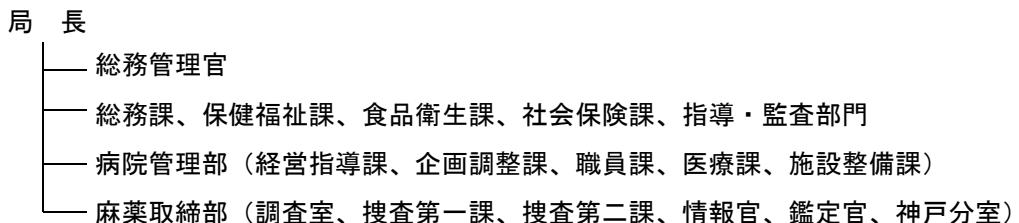
I 近畿厚生局の概要

1 沿革

● 平成 13 年 1 月

中央省庁等改革基本法により、平成 13 年 1 月 6 日に、厚生省と労働省が統合して厚生労働省が設置されました。併せて地方支分部局についてもブロック単位で統合化することにより、国の行政組織のスリム化、効率化を図ることを目的に、従来から設置されていた地方医務（支）局と地区麻薬取締官事務所を統合して、全国に地方厚生局が設置されました。

近畿厚生局の組織（平成 13 年 1 月 6 日）



● 平成 15 年 4 月

新たに健康福祉部（保健福祉課、食品衛生課、社会保険課及び指導・監査部門）を設置し、健康福祉部、病院管理部及び麻薬取締部の 3 部体制としました。また、麻薬取締部について取締業務等の充実を図るため、特別捜査課を設置しました。

● 平成 16 年 4 月

国立病院等の独立行政法人化に伴い、国立病院等を運営管理していた病院管理部が廃止（独立行政法人国立病院機構へ移行）されました。また、健康福祉部については、補助金業務の移管等に対応するため、保健福祉課を健康課と福祉課に分課し医事課を設置、麻薬取締部については調査室を調査総務課としました。

● 平成 17 年 4 月

専門性を高め業務の充実化を図るため、健康福祉部社会保険課を保険課と年金課に分課しました。

● 平成 19 年 4 月

麻薬取締部の情報官を捜査企画情報課としました。

● 平成 20 年 4 月

局の所掌事務に関し総合的な企画・立案・調整等を行うため企画調整課を設置しました。

● 平成 20 年 10 月

地方社会保険事務局が担っていた保険医療機関等に対する指導・監査等の事務が地方厚生局に移管されたこと等に伴い、指導部門として、管理課、医療指導課、福祉指導課、指導監査課及び各府県事務所を設置しました。また、養成施設の指導体制の整備を図るために指導養成課を設置し、健康課と福祉課を統合して健康福祉課としました。

● 平成 22 年 1 月

社会保険庁の廃止により、それまで地方社会保険事務局において実施していた年金関係業務の一部と審査請求業務が地方厚生局に移管されたことに伴い、年金指導課、年金調整課及び社会保険審査官を設置しました。また、指導部門の体制の整備を図るために特別指導第一課及び特別指導第二課を設置し、医療指導課を医療課と改めました。

● 平成 22 年 4 月

麻薬取締部の鑑定官を鑑定課としました。

● 平成 26 年 4 月

組織改正により、指導養成課を健康福祉課に統合しました。

また、医療機関等指導部門における効率的な業務実施のために調査課を設置しました。

●平成 27 年 4 月

年金記録問題に係る総務省への年金記録の「確認申立て」は、平成 27 年 2 月末で受付を終了し、同年 3 月から、厚生労働省に年金記録の訂正を求める手続きが始まりました。

近畿厚生局管内の年金事務所において直ちに訂正できなかった年金記録の訂正請求事案について、中立的な立場で審査のうえ、公平かつ公正な判断を行うための機関として、近畿地方年金記録訂正審議会が設置され、局内には年金審査課を設置しました。

また、組織改正により年金課の名称を企業年金課に変更しました。

●平成 28 年 3 月

厚生局で所管する社会福祉法人の指導等に関する事務・権限を地方公共団体へ移譲したことについて、平成 28 年 3 月末に福祉指導課を廃止しました。

●平成 28 年 4 月

地域包括ケアシステムの構築支援や普及啓発に関する業務等を行うため、地域包括ケア推進課を設置しました。

※ 近畿厚生局から地方公共団体への事務・権限の移譲について

<地方分権第 4 次・5 次・6 次一括法施行関係>

地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、国から地方公共団体への事務・権限等を移譲することを目的とした法律が、以下のとおり施行されました（一部の事務・権限を除く）。

○第 4 次一括法

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」
(平成 26 年法律第 51 号) (平成 26 年 6 月 4 日公布)

○第 5 次一括法

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」
(平成 27 年法律第 50 号) (平成 27 年 6 月 26 日公布)

○第 6 次一括法

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」
(平成 28 年法律第 47 号) (平成 28 年 5 月 20 日公布)

同法律の施行により、厚生労働大臣に係る事務・権限のうち、近畿厚生局が行っていた以下の事務・権限について、各機関・施設・組合等の所在地を管轄する府県等へ移譲しました。

<社会福祉法施行関係>

「社会福祉法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 21 号)が平成 28 年 3 月 31 日に公布され、平成 28 年 4 月 1 日から施行されました。同法律の施行により、近畿厚生局が行っていた 2 以上の都道府県の区域において事業を行う社会福祉法人の設立認可、監督等について、平成 28 年 4 月 1 日から主たる事務所が所在する府県へ移譲しました。

【平成 27 年 4 月 1 日移譲】

事務・権限名	移譲先自治体区分		
	都道府県	指定都市	中核市
1 児童福祉法（児童福祉司等に係る養成施設の指定・監督等）	○		
2 児童福祉法（指定医療機関等の指定・監督）	○	○	○
3 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（養成施設の指定・監督等）	○		

	事務・権限名	移譲先自治体区分		
		都道府県	指定都市	中核市
4	食品衛生法（養成施設の登録・監督等）	○		
5	理容師法（養成施設の指定・監督等）	○		
6	消費生活協同組合法（消費生活協同組合（一部）の設立認可・監督）	○		
7	保健師助産師看護師法（養成施設の指定・監督等）	○		
8	歯科衛生士法（養成施設の指定・監督等）	○		
9	医療法（医療法人（一部）の設立認可・監督）	○		
10	医療法（国の開設する病院等の開設承認等）	○	○	○
11	身体障害者福祉法（養成施設の指定・監督等）	○		
12	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健指定医証の交付等）	○	○	
13	社会福祉法（養成施設の指定・監督等）	○		
14	診療放射線技師法（養成施設の指定・監督等）	○		
15	歯科技工士法（養成施設の指定・監督等）	○		
16	美容師法（養成施設の指定・監督等）	○		
17	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（生活衛生同業組合振興計画の認定）	○		
18	中小企業団体の組織に関する法律（協業組合等（一部）の設立認可・監督）厚生労働省所管分	○		
19	中小企業等協同組合法（事業協同組合等（一部）の設立認可・監督）厚生労働省所管分	○		
20	臨床検査技師等に関する法律（養成施設の指定・監督等）	○		
21	調理師法（養成施設の指定・監督等）	○		
22	知的障害者福祉法（養成施設の指定・監督等）	○		
23	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（特別給付金の特別買上償還に関する証明書の発行）	○		
24	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（特別弔慰金の特別買上償還に関する証明書の発行）	○		
25	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（特別弔慰金の特別買上償還に関する証明書の発行）	○		
26	戦没者等の父母等に対する特別給付金支給法（特別給付金の特別買上償還に関する証明書の発行）	○		
27	戦傷病者特別援護法（指定医療機関等の指定・監督）	○		
28	理学療法士及び作業療法士法（養成施設の指定・監督等）	○		
29	母子保健法（指定医療機関等の指定・監督）	○	○	○
30	製菓衛生師法（養成施設の指定・監督等）	○		

	事務・権限名	移譲先自治体区分		
		都道府県	指定都市	中核市
3 1	柔道整復師法（養成施設の指定・監督等）	○		
3 2	視能訓練士法（養成施設の指定・監督等）	○		
3 3	社会福祉士及び介護福祉士法（養成施設の指定・監督等）	○		
3 4	臨床工学技士法（養成施設の指定・監督等）	○		
3 5	義肢装具士法（養成施設の指定・監督等）	○		
3 6	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（養成施設の登録・監督等）	○		
3 7	救急救命士法（養成施設の指定・監督等）	○		
3 8	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（指定医療機関等の指定・監督）	○		
3 9	介護保険法（介護サービス事業者（一部）の業務管理体制の整備に関する監督等）	○		
4 0	精神保健福祉士法（養成施設の指定・監督等）	○		
4 1	言語聴覚士法（養成施設の指定・監督等）	○		
4 2	調理師の試験に関する学力認定等	○		
4 3	理容師・美容師の試験に関する学力認定等	○		

【平成 28 年 3 月 31 日移譲】

事務・権限名	移譲先自治体区分		
	都道府県	指定都市	中核市
児童福祉法（保育士に係る養成施設の指定・監督等）	○		

【平成 28 年 4 月 1 日移譲】

事務・権限名	移譲先自治体区分		
	都道府県	指定都市	中核市
麻薬及び向精神薬取締法（麻薬小売業者間譲渡許可）	○		

事務・権限名	移譲先自治体区分	
	都道府県	保健所設置市
健康増進法（誇大表示の禁止に係る勧告・命令）	○	○

事務・権限名	移譲先自治体区分		
	都道府県	指定都市	中核市
社会福祉法（社会福祉法人の認可・監督等）	○		

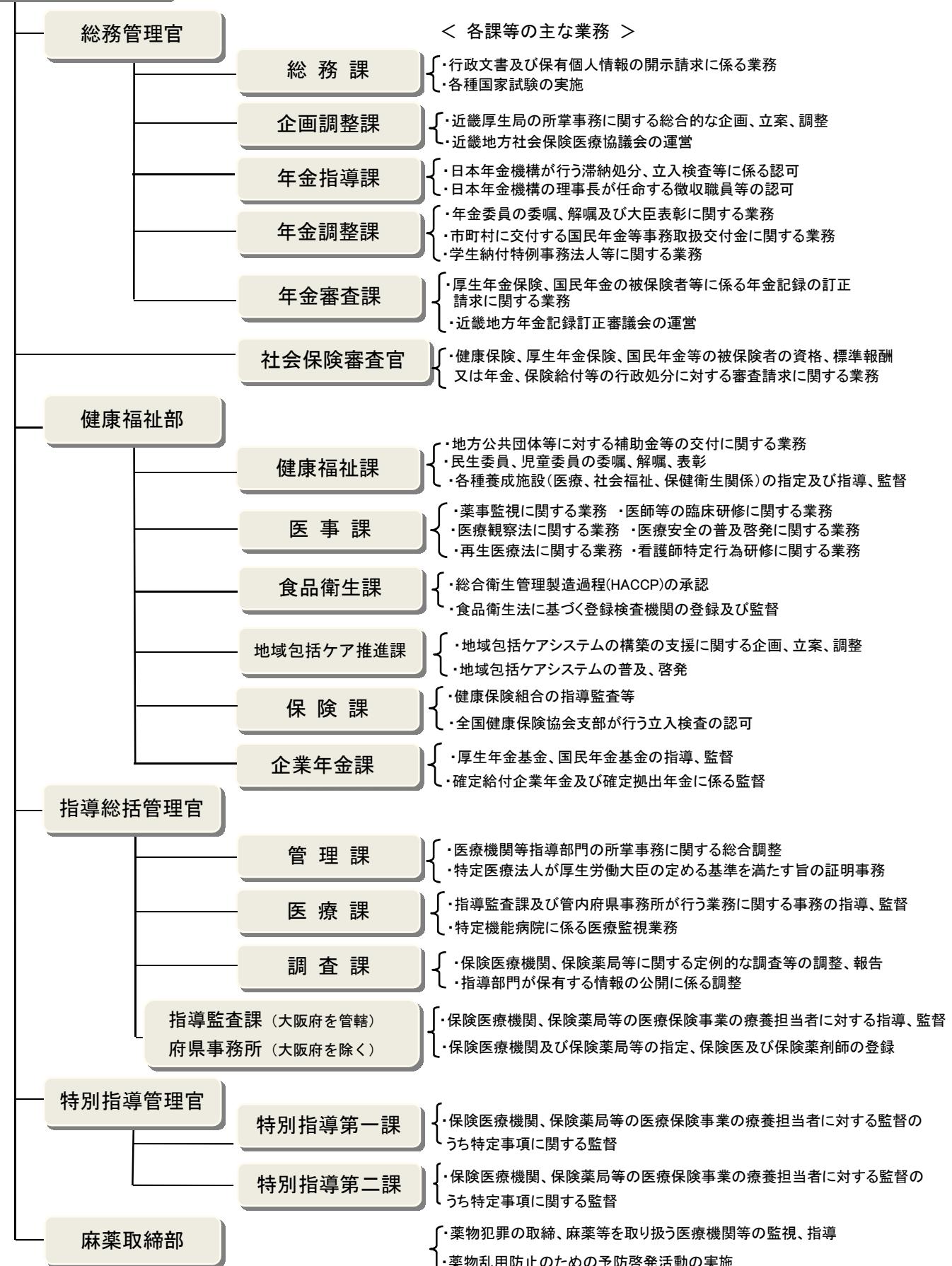
【平成 29 年 4 月 1 日移譲】

事務・権限名	移譲先自治体区分	
	都道府県	保健所設置市
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(指定検査機関の指定・監督)	○	○

2 組 織

局 長

(平成29年3月31日現在)



3 所 在 地 等 (平成 29 年 3 月 31 日現在)

(1) 本 局 住所 〒541-8556 大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館 3 階・4 階

総務課	電話	06-6942-2241	FAX	06-6946-1500
企画調整課		06-6942-2413		06-6942-2249
年金指導課		06-7711-9005		06-7711-9007
年金調整課		06-7711-9006		06-7711-9007
管理課		06-6942-2248		06-6942-2330
医療課		06-6942-2414		06-6942-9125
調査課		06-7711-9012		06-6942-2249
特別指導第一課		06-7711-9003		06-6942-2249
特別指導第二課		06-7711-9004		06-6942-2249
麻薬取締部		06-6949-6336		06-6949-6339

(2) 第 2 庁舎 (大江ビル) 住所 〒540-0011 大阪市中央区農人橋 1-1-22 大江ビル 7 階・8 階

健康福祉課	電話	06-4791-7311	FAX	06-4791-7352
養成施設担当		06-6942-2383		06-4791-7352
医事課		06-6942-2492		06-6942-5089
食品衛生課		06-4791-7312		06-4791-7353
地域包括ケア推進課		06-7711-9020		06-4791-7352
保険課		06-4791-7313		06-4791-7354
企業年金課		06-4791-7314		06-4791-7354
指導監査課		06-4791-7316		06-4791-7355
社会保険審査官		06-7711-8001		06-7711-8003

(3) 大阪第 2 法務合同庁舎

年金審査課	住 所	〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-1-17 大阪第 2 法務合同庁舎 5 階		
	電 話	06-6941-2308	FAX	06-6941-2400

(4) 府県事務所

福井事務所	住 所	〒910-0019 福井市春山 1-1-54 福井春山合同庁舎 7 階		
	電 話	0776-25-5373	FAX	0776-25-5375
滋賀事務所	住 所	〒520-0044 大津市京町 3-1-1 大津びわ湖合同庁舎 6 階		
	電 話	077-526-8114	FAX	077-526-8116
京都事務所	住 所	〒604-8153 京都市中京区烏丸通四条上ル筈町 691 りそな京都ビル 5 階		
	電 話	075-256-8681	FAX	075-256-8684
兵庫事務所	住 所	〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通 1-4-3 神戸防災合同庁舎 2 階		
	電 話	078-325-8925	FAX	078-325-8928
奈良事務所	住 所	〒630-8115 奈良市大宮町 1-1-15 ニッセイ奈良駅前ビル 2 階		
	電 話	0742-25-5520	FAX	0742-25-5522
和歌山事務所	住 所	〒640-8153 和歌山市三木町台所町 7 三井住友海上和歌山ビル 4 階		
	電 話	073-421-8311	FAX	073-421-8315

(5) 神戸地方合同庁舎

麻薬取締部 神戸分室	住 所	〒650-0024 神戸市中央区海岸通 29 神戸地方合同庁舎 3 階		
	電 話	078-391-0487	FAX	078-325-3769

4 近畿厚生局の行動指針

この行動指針は、厚生労働省のキャッチフレーズ「ひと、暮らし、みらいのために」の趣旨（未来にわたって、人や暮らしを守る役割を担っていること）を実現するため、厚生労働省（地方支部局を含む）の全職員からの意見募集等を踏まえて、職員が遵守すべきこととして策定されたものです。

私たち近畿厚生局の全職員が行動指針についての認識を新たにし、この指針に基づき行動します。

近畿厚生局の行動指針

1. 高い倫理観を持って公正・公平に職務を遂行します。
2. 国民と時代の要請に応じた行政サービスを提供します。
3. 国民一人ひとりの立場に立って考え、行動します。
4. わかりやすい言葉で広く情報を提供し開かれた行政を目指します。

そして、以上の行動を実践するため、私たちは、日々、次に掲げることを心がけて職務に取り組み、活力あふれる組織となるよう努めます。

- 誇りと使命感を持って職務に臨み、効率的かつ迅速に業務を遂行します。
- 自ら進んで課題を見つけ、皆で協力しながら解決に向けて取り組みます。
- 自己研鑽に励み、自らの向上心を高めます。

Ⅱ 業務の概要及び実績

1 総務課

(1) 情報公開法に基づく行政文書の開示請求

① 概要

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）」に基づき行政文書の開示請求に関する業務を行っています。

② 実績

		26年度	27年度	28年度
開示請求件数		990件	537件	501件
開示請求に対する措置	全面開示	488件	234件	215件
	部分開示	454件	278件	287件
	不開示	4件	9件	2件
	取り下げ	28件	17件	5件

(2) 個人情報の開示請求

① 概要

「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（行政機関個人情報保護法）」に基づき保有個人情報の開示請求に関する業務を行っています。

② 実績

		26年度	27年度	28年度
開示請求件数		13件	18件	12件

(3) 国家試験の実施

① 概要

以下の国家試験に関する庶務を担当しており、受験願書の受付、試験会場・試験監督員の確保、試験の実施及び合格発表に関する業務を行っています。

- ・医師国家試験
- ・歯科医師国家試験
- ・保健師国家試験
- ・助産師国家試験
- ・看護師国家試験
- ・薬剤師国家試験

② 実績（平成28年度）

試験区分	試験日	合格発表	出願者数	受験者数	合格率	試験会場
第110回 歯科医師	29.2.4(土) 29.2.5(日)	29.3.17(金)	564人	501人	65.0%	桃山学院大学
第111回 医師	29.2.11(土) 29.2.12(日) 29.2.13(月)	29.3.17(金)	1,487人	1,430人	88.7%	桃山学院大学

第 100 回 助産師	29. 2. 16 (木)	29. 3. 27 (月)	403 人	399 人	93. 0%	桃山学院大学
第 103 回 保健師	29. 2. 17 (金)	29. 3. 27 (月)	1, 235 人	1, 224 人	90. 8%	桃山学院大学
第 106 回 看護師	29. 2. 19 (日)	29. 3. 27 (月)	11, 027 人	10, 953 人	88. 5%	桃山学院大学 大阪産業大学 近畿大学
第 102 回 薬剤師	29. 2. 25 (土) 29. 2. 26 (日)	29. 3. 28 (火)	2, 762 人	2, 510 人	71. 58%	桃山学院大学 大阪工業大学

参考：受験者数の推移

	26 年度	27 年度	28 年度
医師	1, 379 人	1, 420 人	1, 430 人
歯科医師	491 人	487 人	501 人
保健師	2, 620 人	1, 372 人	1, 224 人
助産師	383 人	392 人	399 人
看護師	10, 202 人	10, 526 人	10, 953 人
薬剤師	3, 088 人	3, 184 人	2, 510 人

(4) 国有財産の管理処分

① 概要

平成 22 年 1 月、旧社会保険庁から引き継いだ国有財産（17 件）について管理・処分を行っています。平成 28 年度末までに 12 件の処分を行い、残りは 5 件となっています。

② 実績

	26 年度	27 年度	28 年度
処分件数	1 件	2 件	3 件
管理件数 (年度末現在)	10 件	8 件	5 件

2 企画調整課

(1) 近畿厚生局の所掌事務に関する総合的な企画及び立案並びに調整

① 概要

企画調整課では、近畿厚生局の所掌事務に関する総合的な企画及び立案並びに調整を所掌しており、厚生労働本省との連絡調整、局内の取りまとめや調整等を行っています。

② 実績

平成28年度に企画調整課が担った主な業務

- ア 組織目標の策定
- イ 業務計画の進捗管理
- ウ 業務報告の編集
- エ 広報委員会の運営
- オ 職員研修（外部講師）の実施

(2) 近畿地方社会保険医療協議会の運営

① 概要

近畿地方社会保険医療協議会は、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の2府5県を管轄区域として、社会保険医療協議会法及び社会保険医療協議会令に基づき、保険医療機関、保険薬局の指定及び指定の取消し並びに保険医、保険薬剤師の登録の取消しについて審議を行っています。

近畿地方社会保険医療協議会の「総会」は、委員20名で構成され、保険医療機関及び保険薬局の指定の取消し並びに保険医及び保険薬剤師の登録の取消し等について審議しており、その運営は企画調整課が行っています。

一方、近畿地方社会保険医療協議会の「部会」は、近畿厚生局管内の7府県にそれぞれ設置（委員数は8名）され、保険医療機関または保険薬局の指定について審議しており、その運営は指導監査課（大阪府）及び各府県事務所が行っています。

なお、総会及び部会の議事要旨については、近畿厚生局ホームページで公開しています。

② 実績

ア 近畿地方社会保険医療協議会総会の開催状況

	26年度	27年度	28年度
近畿地方社会保険医療協議会総会の開催回数	5回	7回	5回

イ 近畿地方社会保険医療協議会部会の開催状況

	26年度	27年度	28年度
近畿地方社会保険医療協議会部会の開催回数	84回	84回	84回

(注)指導監査課（大阪府）及び管内の6府県事務所において、毎月、各12回開催

(3) 「国民の皆様の声」の集計報告

① 概要

厚生労働省及び地方厚生（支）局に寄せられた「国民の皆様の声」は、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなるものであることから、企画調整課では、近畿厚生局に寄せられた「国民の皆様の声」を取りまとめ、案件ごとに所管する厚生労働本省の担当部局へ報告し、業務の改善に役立てています。

なお、寄せられた「国民の皆様の声」の主なものについては、厚生労働省ホームページで公表しています。

② 実績

	26年度	27年度	28年度
「国民の皆様の声」の集計報告件数	30件	35件	33件

(4) 近畿厚生局ホームページ

① 概要

ア 近畿厚生局ホームページによる情報発信

近畿厚生局ホームページを通じて、事業対象者及び国民の皆様に近畿厚生局の事業についてより一層ご理解を深めていただくため、厚生行政の情報を発信しています。

なお、ホームページの運用に当たっては、ユーザー視点から情報の探しやすさを追求し、コンテンツの分類や情報整理を行い、効果的なナビゲーションの設置、音声読み上げソフトへの対応や文字の拡大、コントラストの変更等のアクセシビリティーの向上を図るなど、利用者が分かりやすく使いやすいホームページとなるよう、今後も改善に努めて参ります。

イ 「ご意見・ご要望」及び「お問い合わせ（ご質問）」窓口の設置

近畿厚生局ホームページにおいて、「ご意見・ご要望」と「お問い合わせ（ご質問）」の窓口を設けて、厚生行政に関するご意見・ご要望や近畿厚生局の業務に関するお問い合わせを受け付けています。

なお、寄せられた「ご意見・ご要望」については、原則として回答はいたしませんが、今後の近畿厚生局の業務向上の参考とさせていただきます。

② 実績

	26年度	27年度	28年度
「ご意見・ご要望」等の受付件数	375件	491件	515件

3 年 金 指 導 課

政府管掌年金事業は、厚生労働大臣がその財政責任・管理運営責任を担う一方で、日本年金機構（以下「機構」という。）が厚生労働大臣から委任・委託を受け、その直接的な監督の下で公的年金に係る一連の運営業務（適用・徴収・記録管理・相談等）を担っています。

年金指導課では、国（厚生労働省）が行う必要があるとされた以下の業務を行っています。

（1）日本年金機構が行う滞納処分等に係る認可

① 概要

保険料を滞納している厚生年金保険等の適用事業所や国民年金の被保険者に対し、機構が滞納処分等（差押や財産調査等）を行う場合は、事前に厚生労働大臣（地方厚生局長へ委任）の認可が必要とされています。

年金指導課では、機構から滞納処分等に係る認可申請があった場合、当該申請の審査と認可を行っています。

② 実績

	26 年度	27 年度	28 年度
認可件数	305,769 件	283,233 件	283,873 件

（2）日本年金機構の理事長が任命する徴収職員及び収納職員に係る認可

① 概要

滞納処分等を行う「徴収職員」や厚生年金保険料等の収納事務を行う「収納職員」の任命は機構理事長が行いますが、その任命に当たっては、事前に厚生労働大臣（地方厚生局長へ委任）の認可が必要とされています。

年金指導課では、機構から「徴収職員」や「収納職員」に係る認可申請があつた場合、当該申請の審査と認可を行っています。

② 実績

	26 年度	27 年度	28 年度
認可人数	262 人	206 人	208 人

（3）日本年金機構が行う立入検査等に係る認可

① 概要

機構が立入検査等（厚生年金保険等の未適用事業所への加入指導・立入調査又は適用事業所への事業所調査）を行う場合は、事前に厚生労働大臣（地方厚生局長へ委任）の認可が必要とされています。

年金指導課では、機構から立入検査等に係る認可申請があつた場合、当該申請の審査と認可を行っています。

② 実績

	26 年度	27 年度	28 年度
認可件数	133,793 件	169,702 件	188,440 件

(4) 日本年金機構が行う受給権者調査等に係る認可

① 概要

機構が受給権者調査等（年金受給権者や被保険者に対する調査等）を行う場合は、事前に厚生労働大臣（地方厚生局長へ委任）の認可が必要とされています。

年金指導課では、機構から受給権者調査等に係る認可申請があった場合、当該申請の審査と認可を行っています。

② 実績

	26 年度	27 年度	28 年度
認可件数	29 件	88 件	52 件

(5) 日本年金機構からの滞納処分等の実施結果に係る報告

① 概要

機構が滞納処分等を行った場合は、その結果を厚生労働大臣（地方厚生局長へ委任）に報告しなければならないとされています。

年金指導課では、機構から滞納処分等の実施結果に係る報告を受け、当該報告の内容確認を行っています。

② 実績

	26 年度	27 年度	28 年度
報告件数	23,288 件	19,603 件	23,540 件

(6) 日本年金機構からの立入検査等の実施結果に係る報告

① 概要

機構が立入検査等を行った場合は、その結果を地方厚生局長に報告することとされています。

年金指導課では、機構から立入検査等の実施結果に係る報告を受け、当該報告の内容確認を行っています。

② 実績

	26 年度	27 年度	28 年度
報告件数	46,564 件	122,454 件	170,304 件

(注) 平成 26 年 4 月認可分から認可有効期間が 6 ヶ月間から 1 年間に延長されたため、平成 26 年度の報告件数は平成 25 年 9 月から平成 26 年 3 月までの認可に係るもの

(7) 厚生年金保険料等の納付の猶予

① 概要

厚生年金保険料等については、納付義務者が災害等により、その財産について相当な損失を受けた場合において、その納付すべき保険料等を一時に納付することができないと認められる場合等には、その保険料等の納付が猶予されます。

年金指導課では、厚生年金保険料等の納付の猶予の申請を機構が受けた場合、当該申請の審査と許可を行っています。

② 実績

	26 年度	27 年度	28 年度
許可件数	0 件	0 件	0 件
不許可件数	1 件	0 件	0 件

4年金調整課

(1) 社会保険労務士に関する業務

① 概要

社会保険労務士は、労働保険及び社会保険に関する届出書類の作成及び申請手続きの代行業務等を行う者であり、社会保険労務士の職責、業務並びに職業上の権利義務等は、社会保険労務士法に定められています。

年金調整課では、社会保険労務士の業務の適正な運営を確保するため、社会保険労務士法に基づく業務のうち社会保険に関する業務について、監督等を行っています。

② 実績

	26年度末	27年度末	28年度末
管内の社会保険労務士数	7,626人	7,743人	7,772人

(2) 年金委員に関する業務

① 概要

年金委員は、厚生労働大臣からの委嘱を受けて、政府管掌年金事業に関する積極的な啓発、相談及び助言など年金事業の推進に必要な活動を行っており、厚生年金保険の適用事業所において活動する職域型年金委員と地域において主に国民年金に関して活動する地域型年金委員とに区分されています。

年金調整課では、適用事業所の事業主や市町村長等から推薦のあった年金委員候補者に対して委嘱の審査、決定及び委嘱状や年金委員証明書の交付のほか、年金委員の解嘱の審査、決定及び解嘱状の交付等を行っています。

また、多年にわたり政府管掌年金事業の推進・発展に貢献した年金委員については、その功績を称えるため「年金委員功労者厚生労働大臣表彰」が行われており、日本年金機構からの「年金委員功労者厚生労働大臣表彰推薦書」等の審査を行っています。

② 実績

ア 職域型年金委員数

府 県 名	委 員 数		
	26年度末	27年度末	28年度末
福 井 県	1,779人	1,758人	1,727人
滋 賀 県	1,228人	1,218人	1,225人
京 都 府	1,123人	1,108人	1,159人
大 阪 府	3,991人	3,911人	3,914人
兵 庫 県	2,438人	2,430人	2,424人
奈 良 県	887人	874人	926人
和 歌 山 県	1,079人	1,074人	1,105人
合 計	12,525人	12,373人	12,480人

イ 地域型年金委員数

府 県 名	委 員 数		
	26 年度末	27 年度末	28 年度末
福 井 県	98 人	66 人	59 人
滋 賀 県	224 人	144 人	155 人
京 都 府	25 人	18 人	13 人
大 阪 府	70 人	46 人	46 人
兵 庫 県	103 人	76 人	71 人
奈 良 県	55 人	47 人	78 人
和 歌 山 県	147 人	124 人	137 人
合 計	722 人	521 人	559 人

ウ 厚生労働大臣表彰者数

府 県 名	表 彰 者 数		
	26 年度	27 年度	28 年度
福 井 県	1 人	1 人	1 人
滋 賀 県	1 人	1 人	0 人
京 都 府	0 人	0 人	1 人
大 阪 府	3 人	3 人	2 人
兵 庫 県	2 人	1 人	1 人
奈 良 県	0 人	1 人	0 人
和 歌 山 県	1 人	1 人	1 人
合 計	8 人	8 人	6 人

(3) 市町村に交付する国民年金等事務取扱交付金に関する業務

① 概要

政府管掌年金事業のうち、国民年金に関する各種届出書の受理など地域住民に密着した事務（国民年金への加入や老齢基礎年金などの請求手続きの事務等）については法定受託事務として市町村が行うこととされており、これらの事務に必要な費用は国民年金等事務費交付金（以下「国民年金交付金」という。）として、国が交付することとされています。

また、法定受託事務以外で市町村が国民年金に関する制度周知や情報提供など、協力連携として行った事務についても、国民年金交付金の対象とされています。

年金調整課では、市町村から提出される概算交付申請や精算交付申請の審査、決算審査及び実地審査のほか、法定受託事務に関する市町村との連絡調整を行っています。

② 実績

	26 年度	27 年度	28 年度
管内の市町村数	215 市町村	215 市町村	215 市町村
交付決定額	5,796,356,059 円	5,847,484,085 円	5,462,503,269 円

(4) 市町村に交付する健康保険事務指定市町村交付金に関する業務

① 概要

健康保険法第3条第2項の規定に基づく被保険者（日雇特例被保険者）に係る保険者の事務のうち、厚生労働大臣が行うこととされている日雇特例被保険者手帳の交付及び收受等に関する事務については、法定受託事務として厚生労働大臣が指定する市町村（以下「事務指定市町村」という。）が行うこととされており、これらの事務に必要な費用は、健康保険事務指定市町村交付金として国が交付することとされています。

年金調整課では、事務指定市町村の指定及び取消の受付、事務指定市町村から提出される事務取扱件数報告書の審査及びその取りまとめのほか、健康保険事務指定市町村交付金の申請の審査等についても行っています。

② 実績

	26年度末	27年度末	28年度末
管内の事務指定市町村数	26市町村	23市町村	22市町村
交付決定額	24,380円	23,587円	22,689円

(5) 学生納付特例事務法人に関する業務

① 概要

学生納付特例事務法人制度は、学生等である被保険者の年金受給権を確保する観点から、学生等が申請しやすい環境を整備する目的で設けられています。学生納付特例事務法人の指定を受けた法人は、その設置する大学等の学生等である国民年金第1号被保険者の委託を受けて、学生納付特例の申請に関する事務を行うことができることとされています。

年金調整課では、学生納付特例事務法人の指定、指定取消及び学生納付特例事務法人制度の周知・協力要請を行っています。

また、保険料納付確認団体は、同種の事業又は事業に従事する被保険者を構成員とする団体が厚生労働大臣の指定を受け、この団体を通して被保険者が自ら保険料の納付状況を定期的に確認する仕組みですが、管内に保険料納付確認団体の指定はありません。

② 実績

	26年度末	27年度末	28年度末
管内の学生納付特例事務法人数	53法人	58法人	62法人

（注）平成28年度末における学生納付特例事務法人一覧は、資料編の83頁～84頁を参照

(6) 日本年金機構等との連絡調整

① 概要

日本年金機構では、地域年金展開事業に対する意見や助言を行うこと等を目的として、各府県に地域年金事業運営調整会議を設置しています。

また、国土交通省近畿地方整備局では、建設業における社会保険未加入対策を進めるうえでの課題や取組方針等の協議を行うため、社会保険未加入対策推進近畿地方協議会を設置しています。

年金調整課では、政府管掌年金事業の実施に関する関係団体等と連絡調整を図るために、日本年金機構が主催する地域年金事業運営調整会議への参画のほか、国土交通省近畿地方整備局が主催している社会保険未加入対策推進近畿地方協議会にも積極的に参画しています。

② 実績

ア 地域年金事業運営調整会議

	26 年度	27 年度	28 年度
参画回数	9 回	9 回	10 回
	26 年度	27 年度	28 年度

イ 社会保険未加入対策推進近畿地方協議会

	26 年度	27 年度	28 年度
開催日	平成 27 年 2 月 23 日	平成 28 年 2 月 9 日	平成 28 年 7 月 5 日
	26 年度	27 年度	28 年度

(注) 社会保険未加入対策推進近畿地方協議会は平成 24 年度に設置され、これまで年 1 回開催

5 年 金 審 査 課

(1) 年金記録の訂正請求に関する調査等の業務

① 概要

平成 27 年 4 月、地方厚生局に「年金審査課」が設置され、年金記録の訂正請求に関する調査等の業務を行うことになりました。

年金審査課では、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の 2 府 5 県の日本年金機構年金事務所において、直ちに訂正できなかつた年金記録の訂正請求事案について、様々な関連資料や周辺事情など幅広く詳細に調査を行い、近畿地方年金記録訂正審議会に対し諮問を行っています。

また、近畿地方年金記録訂正審議会の判断による答申に基づき、年金記録の訂正・不訂正を決定しています。

② 実績

ア 訂正請求取扱状況

	27 年度	28 年度	備 考
受付件数	1,100 件	864 件	前年度繰越分を含む
取下件数	591 件	618 件	受付後に取下申出があつた件数
決定件数	378 件	295 件	各年度の決定状況（内訳）は次のとおり

イ 各年度の決定状況（内訳）

（ア）国民年金

	訂正	一部不訂正	不訂正	却下	計
27 年度	5 件	4 件	85 件	1 件	95 件
28 年度	6 件	1 件	61 件	0 件	68 件

（イ）厚生年金保険

	訂正	一部不訂正	不訂正	却下	計
27 年度	117 件	28 件	124 件	0 件	269 件
28 年度	105 件	38 件	77 件	0 件	220 件

（ウ）脱退手当金

	訂正	一部不訂正	不訂正	却下	計
27 年度	1 件	0 件	13 件	0 件	14 件
28 年度	0 件	0 件	7 件	0 件	7 件

（注1）「訂正」…訂正請求期間の全ての期間について、訂正する必要を認めるもの

（注2）「一部不訂正」…訂正請求期間のうち一部の期間について、訂正する必要を認めないもの

（注3）「不訂正」…訂正請求期間の全ての期間について、訂正する必要を認めないもの

(2) 近畿地方年金記録訂正審議会の運営

① 概要

平成 27 年 4 月 10 日、地方厚生局長が年金記録の訂正等を決定するにあたり、諮問を行う地方年金記録訂正審議会を地方厚生局に設置することとされたことから、近畿厚生局には「近畿地方年金記録訂正審議会」が設置されました。

近畿地方年金記録訂正審議会は、近畿厚生局長が、弁護士、社会保険労務士、税理士などの民間有識者から任命した 28 名の委員で構成されており、7 つの部会（委員は 4 名）が設置されています。

近畿地方年金記録訂正審議会では、年金記録の訂正請求事案について、近畿厚生局長からの諮問に対して、中立的な立場で審議し公平かつ公正な判断により答申を行っています。

年金審査課は、近畿地方年金記録訂正審議会を運営し、総会及び部会の開催をはじめ、委員に関する庶務等を行っています。

② 実績

ア 近畿地方年金記録訂正審議会総会の開催状況

	開 催 日
27 年度	平成 27 年 4 月 24 日
28 年度	平成 28 年 4 月 12 日

イ 近畿地方年金記録訂正審議会部会の開催状況

	回 数	開 催 状 況
27 年度	147 回	5 月以降、毎月 2 回程度開催
28 年度	153 回	4 月は 1 回、5 月以降は毎月 2 回程度開催

※ 総会及び部会の議事要旨等については、近畿厚生局ホームページで公開しています。

6 社会保険審査官

社会保険の行政処分に対する審査請求に関する業務

① 概要

社会保険審査官は、「社会保険審査官及び社会保険審査会法」に基づき設置され、厚生労働大臣から任命された独立した機関として、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、国民年金法等に基づき、厚生労働大臣、日本年金機構、全国健康保険協会等が決定した処分に対する審査請求事件について、審理を行っています。

② 実績

ア 審査請求取扱状況

	年 度	件 数	備 考
受付件数	平成 26 年度	2,701 件	うち、前年度からの繰り越し分 629 件
	平成 27 年度	2,877 件	うち、前年度からの繰り越し分 916 件
	平成 28 年度	2,415 件	うち、前年度からの繰り越し分 891 件
取下件数	平成 26 年度	158 件	受付後に審査請求人から取下申出があった件数
	平成 27 年度	152 件	
	平成 28 年度	102 件	
移送件数	平成 26 年度	11 件	受付後に管轄外であることが判明し管轄する審査官へ送付した件数
	平成 27 年度	6 件	
	平成 28 年度	12 件	
決定件数	平成 26 年度	1,616 件	審査官が決定をした件数。内訳は下記イのとおり
	平成 27 年度	1,828 件	
	平成 28 年度	1,788 件	

イ 決定件数

	却 下			容 認			棄 却			計		
年 度	26	27	28	26	27	28	26	27	28	26	27	28
健康保険	8	2	4	11	36	6	118	192	153	137	230	163
船員保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生年金	36	110	31	40	66	65	420	445	524	496	621	620
国民年金	41	33	39	77	98	93	865	846	873	983	977	1,005
合 計	85	145	74	128	200	164	1,403	1,483	1,550	1,616	1,828	1,788

【参考】

「却下」・期限を過ぎてからの審査請求や保険者の決定が行われていないなど、審査請求に関する条件を満たしていないため、内容を審査するに至らなかつたもの

「容認」・受理した審査請求について審理した結果、請求理由を認め、原処分を取り消したもの

「棄却」・受理した審査請求について審理した結果、請求についてその理由がないとして請求を退けたもの

7 健康福祉課

(1) 三種病原体等の所持又は輸入の届出等の監督業務

① 概要

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、病原性を有し、国民の生命及び健康に影響を与えるおそれがある感染症の病原体等について、その所持、輸入の禁止、許可、届出、基準の遵守等の規制を設けており、同法に基づき適正に管理を行う必要があります。

近畿厚生局では、三種病原体等の所持又は輸入の届出に関する業務、また三種及び四種病原体等所持に関する管理監督業務を行っています。

② 実績

	26年度	27年度	28年度
所持届出の受理件数	0件	1件	0件
所持変更届の受理件数	12件	14件	8件
輸入届出の受理件数	0件	0件	0件
三種病原体所持施設への立入検査	7施設	7施設	5施設

(注) 三種病原体等所持施設に対する定期の立入検査は、所定の周期で行っており、計画どおり実施

③ 所管施設の状況

	26年度末	27年度末	28年度末
三種病原体所持施設数	25施設	16施設	15施設

(2) 児童扶養手当の支給に関する事務についての指導監査

① 概要

平成14年8月から児童扶養手当の受給資格認定等の事務が都道府県から市及び福祉事務所設置町村へ権限移譲されたことに伴い、指導監査の対象についても市等まで拡大されたことから、平成15年度から管内の市等に対する指導監査を実施しています。

本指導監査は、児童扶養手当支給事務の円滑な実施の確保を目的として、地方自治法第245条の4の規定に基づき実施するものであり、児童扶養手当支給事務指導監査実施要綱により、都道府県に対し3年に1回程度、市等に対し6年に1回程度の指導監査を行っています。

また、当該監査官は中国四国厚生局、九州厚生局管内の指導監査も実施しています。

② 実績

ア 管内の指導監査等の状況

	26年度	27年度	28年度
近畿厚生局管内の指導監査	21ヶ所	20ヶ所	20ヶ所
中国四国厚生局管内の指導監査	21ヶ所	20ヶ所	20ヶ所
九州厚生局管内の指導監査	20ヶ所	20ヶ所	20ヶ所
計	62ヶ所	60ヶ所	60ヶ所

(注) 児童扶養手当の支給事務についての指導監査は、所定の周期で行っており、計画どおり実施

イ 監査指導における指摘事項の概要

事 項	主 な 内 容
障害認定医の配置	・障害認定医を配置すること
新規認定請求書の受理事務	・必要書類（戸籍謄本・申立書）が添付されていることを確認し受理すること
現況届の未提出者に係る事務処理	・現況届の提出命令書は配達証明等により発出すること。 ・時効による資格喪失処理を適切に行うこと
公的年金給付等に係る事務処理	・公的年金給付等に係る事務処理において、差額支給月額の計算に誤りがないか確認を行うこと
生計分離の確認	・同居の扶養義務者との生計分離について、公共料金の契約・負担の状況等客観的事実による確認を行うこと
資格喪失届に係る事務処理	・事実婚を資格喪失理由とする場合は、聞き取った内容を記録すること

(3) 生活保護法の施行に関する事務に規定する保護施設指導監査

① 概要

保護施設に対する指導監査は、保護施設の適正な運営の確保を図ることを目的として、生活保護法第23条の規定に基づき実施しています。

指導監査の対象は、府県、政令指定都市、中核市が設置する保護施設であり、社会福祉監査官が担当し、対象となる施設に出向き行っています。

また、当該監査官は中国四国厚生局、九州厚生局管内の指導監査も実施しています。

※ 政令指定都市・中核市以外の市町村が設置する保護施設及び社会福祉法人が政令指定都市・中核市以外の市町村に設置する保護施設の指導監査は都道府県が実施し、政令指定都市・中核市内に社会福祉法人が設置する保護施設の指導監査は、政令指定都市・中核市が実施

② 実績

ア 管内の指導監査等の状況

	26年度	27年度	28年度
近畿厚生局管内の指導監査	4ヶ所	2ヶ所	4ヶ所
中国四国厚生局管内の指導監査	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
九州厚生局管内の指導監査	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
計	6ヶ所	4ヶ所	6ヶ所

(注) 保護施設の指導監査は、所定の周期で行っており、計画どおり実施

イ 指導監査における指摘事項の概要

事 項	主 な 内 容
運営管理関係	防災訓練の実施状況をみると、消火訓練が2回以上実施されていないため、消防法施行規則第3条等に基づき、消火訓練を年2回以上実施し、防災対策に万全を期すこと
	苦情解決に係る第三者委員は、中立・公正性の確保のため、複数人配置すること

(4) 府県市が行う保護施設指導監査に対する技術的助言

① 概要

都道府県、指定都市及び中核市が行う保護施設に対する指導監査の実施状況について、地方自治法第245条の4の規定に基づき実施しています。

技術的助言の対象は、保護施設に対する指導監査を実施している府県市であり、社会福祉監査官が担当し、それぞれの府県市に出向き行っています。

また、当該監査官は中国四国厚生局、九州厚生局管内の指導監査も実施しています。

② 実績

	26年度	27年度	28年度
近畿厚生局管内の指導監査	1ヶ所	0	0
中国四国厚生局管内の指導監査	0	0	0
九州厚生局管内の指導監査	0	0	0
計	1ヶ所	0	0

(注) 保護施設監査を新たに実施することとなった中核市に対し、中核市へ移行後1年が経過した後に技術的助言を行っており、平成28年度は該当する中核市がないため、実績はなし

(5) 生活保護法执行事務監査

① 概要

都道府県、指定都市及び中核市が実施する生活保護法执行事務のうち生活保護の医療扶助の適正実施の観点から、自立支援医療（人工透析療法）の優先適用に

かかる監査、向精神薬に関する重複処方状況の確認監査、及び自治体と指定医療機関に対する共同指導を生活保護法第23条に基づき実施しています。

対象は、近畿厚生局が管轄する府県市であり、生活保護監査官及び医療扶助指導検査官が担当し、各府県（2府5県）に出向き行っています。

② 実績

	26年度	27年度	28年度
医療扶助適正実施の監査	21ヶ所	21ヶ所	21ヶ所

(注) 医療扶助適正実施の監査は、所定の周期で行っており、計画どおり実施

(6) 民生委員・児童委員に関する業務

① 概要

民生委員は「民生委員法」の規定に基づき、都道府県知事が、市町村に設置された民生委員推薦会から推薦された者について、地方社会福祉審議会の意見を聴いて推薦し、厚生労働大臣が委嘱することになっており、その任期は3年とされています。

民生委員は、福祉事務所等関係行政機関に対する協力業務などを行ったり、民間の篤志奉仕者として、一人暮らし老人等の援護活動、相談活動など自主的な民間福祉活動に努めています。

なお、民生委員は児童福祉法の規定により、児童委員を兼務することとされており、その中で主に児童委員の業務を担当する民生・児童委員が主任児童委員とされています。

近畿厚生局では、民生委員・児童委員の委嘱・解嘱、主任児童委員の指名、厚生労働大臣感謝状の授与や厚生労働大臣表彰の業務を行っています。

② 実績

ア 民生委員・児童委員の委嘱・解嘱の状況

	26年度	27年度	28年度
民生委員・児童委員の委嘱	974名	760名	39,635名
民生委員・児童委員の解嘱	794名	868名	458名
主任児童委員の指名	108名	83名	3,691名

イ 大臣表彰感謝状、表彰の状況

	26年度	27年度	28年度
厚生労働大臣表彰（定時）	34名	45名	1,473名
厚生労働大臣表彰（随時）	6名	14名	16名
厚生労働大臣感謝状の授与	305名	321名	8,055名

③ 民生委員・児童委員数

	26年度末	27年度末	28年度末
民生委員・児童委員数	39,414名	39,315名	39,298名

<民生委員・児童委員数の内訳 (平成 28 年度) >

	福井県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県
委 員 数	1,844名	2,589名	2,814名	5,598名	5,060名	2,241名	1,943名
うち主任児童委員	134名	230名	249名	431名	289名	214名	151名

	京都市	大阪市	堺市	神戸市	大津市	高槻市	東大阪市
委 員 数	2,729名	4,023名	1,117名	2,440名	653名	501名	797名
うち主任児童委員	405名	611名	92名	331名	64名	37名	50名

	豊中市	枚方市	姫路市	西宮市	尼崎市	奈良市	和歌山市
委 員 数	573名	493名	919名	668名	818名	754名	724名
うち主任児童委員	41名	41名	62名	39名	23名	89名	82名

	合計
委 員 数	39,298名
うち主任児童委員	3,665名

(7) 指定医療機関の指定等

① 概要

次の法律に基づき、国の責任において適切に医療の給付を行う必要があることなどから、その医療を担当する医療機関等（病院、診療所、薬局等）を厚生労働大臣などが指定しています。

② 実績

	26 年度	27 年度	28 年度
生活保護法に基づく指定医療機関等数	45 機関	45 機関	45 機関

(注 1) 国が開設したもの（独立行政法人国立病院機構、国立大学法人附属病院など）に限る

(注 2) 平成 28 年度末における指定医療機関名と所在地は、資料編の 86 頁を参照

(8) 特定感染症指定医療機関に係る監督

① 概要

特定感染症指定医療機関とは、新感染症（人から人に感染すると認められる疾患であって、既知の感染症と症状等が明らかに異なり、その伝染力及び罹患した場合の重篤度から判断して危険性が極めて高い感染症）の医療を担当する医療機関です。

近畿厚生局では、厚生労働大臣が指定した特定感染症指定医療機関 1ヶ所の監督に関する業務を行っています。

※ 平成 28 年度末における指定医療機関名と所在地は、資料編の 86 頁を参照

(9) クリーニング業法に基づく指定試験機関の指定等に関する業務

① 概要

クリーニング師の免許は、都道府県知事がクリーニング師試験に合格した者に与えることとなっており、都道府県知事は衛生法規に関する知識、公衆衛生に関する知識、洗たく物の処理に関する知識及び技能について年1回以上試験を行っております。この試験事務について、都道府県知事は厚生労働大臣の指定する者に委任することができることとなっています。

近畿厚生局では、試験機関の指定、試験事務規程及び事業計画の認可が主な業務であり、この他にクリーニング師試験の受験資格に係る学力認定業務を行うこととなっています。

② 実績

平成28年度まで実績はありませんでした。

(10) 省エネ法に基づく報告書の受理等に関する業務

① 概要

エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づき、当局管内の対象事業所から中長期計画書及び定期報告書を受理する業務を行っています。

受理した中長期計画書及び定期報告書については、厚生労働本省へ送付しています。

※対象事業所・・・前年度におけるエネルギー使用量が1500kL（原油換算）以上となる事業所

② 実績

	26年度	27年度	28年度
中長期計画書及び定期報告書の受理	297件	304件	307件

(11) 温室効果ガス排出量の報告書の受理等に関する業務

① 概要

地球温暖化対策の推進に関する法律の規定に基づき、当局管内の特定排出者から温室効果ガスの排出量の報告書を受理する業務を行っています。

受理した報告書については、厚生労働本省へ送付しています。

※特定排出者・・・年間の排出量が温室効果ガスの種類ごとに3000t-CO₂以上排出している事業所

② 実績

	26年度	27年度	28年度
温室効果ガス排出量の報告書の受理	0件	0件	10件

(12) 地方公共団体に対する補助金等の交付に関する業務

① 概要

地方公共団体に対する補助金等の交付に関する業務については、都道府県等からの交付申請書・実績報告書の審査、交付決定・精算確定等を行っています。

② 実績（平成28年度）

補助金名	交付目的	交付対象等
結核医療費国庫負担 (補助)金	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う一般患者に対する医療に要する費用等並びに従業禁止・命令入所患者に対する医療に要する費用の一部を補助することにより、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図り、もって公共の福祉の増進を図ることを目的としています。	2府5県14市 28年度交付決定額 (負担金) 706, 098, 007円 (補助金) 59, 777, 954円
原爆被爆者健康診断 費交付金	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者の健康診断に要する経費を交付することにより、被爆者の健康の保持及び向上を図ることを目的としています。	2府5県 28年度交付決定額 108, 818, 673円
原爆被爆者手当交付 金	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、都道府県、広島市及び長崎市が行う医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当並びに原子爆弾小頭症手当の手当支給事務に要する経費の全部を交付することにより、被爆者の受療の促進、健康の保持促進を図ることを目的としています。	2府5県 28年度交付決定額 4, 934, 711, 451円
原爆被爆者葬祭料交 付金	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者葬祭料支給事業に要する経費の全部を交付することにより、被爆者の精神的不安を和らげることを目的としています。	2府5県 28年度交付決定額 119, 906, 542円
児童扶養手当給付費 国庫負担金	児童扶養手当法に基づき、都道府県知事等が行う児童扶養手当の支給に要する費用の一部を負担することにより、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的としています。	2府5県122市町村 28年度交付決定額 31, 545, 572, 966 円

補助金名	交付目的	交付対象等
特別児童扶養手当事務取扱交付金	特別児童扶養手当の支給に関する法律に基づき、都道府県知事等が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づいて特別児童扶養手当の支給事務を行うための経費を交付しています。	2府5県211市町村 28年度交付決定額 208, 988, 209円
特別障害者手当等給付費国庫負担金	特別児童扶養手当の支給に関する法律に基づき、都道府県等が行う特別障害者手当、障害児福祉手当等の支給に要する費用の一部を負担することにより、精神又は身体に重度の障害を有する者の福祉の増進を図ることを目的としています。	2府5県122市町村 28年度交付決定額 8, 178, 131, 178円
児童入所施設措置費等国庫負担金	児童福祉法第27条第1項第3号による施設等への入所又は委託、第22条による助産の実施、第23条による母子保護の実施に係る同法第45条の最低基準の維持を図ることを目的としています。	2府5県122市町 28年度交付決定額 21, 463, 605, 340円
保育所等整備交付金	地方公共団体等が整備する保育所等に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的としています。	2府5県11市 28年度交付決定額 13, 644, 509, 000円 28年度財産処分 1件(内包括1件)
婦人保護費国庫負担(補助)金	売春防止法及び配偶者暴力防止法に基づき、要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図ること、及び配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を目的としています。	2府5県 28年度交付決定額 (負担金) 155, 949, 450 円 (補助金) 188, 591, 634 円

補助金名	交付目的	交付対象等
保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金	感染症指定医療機関、精神科病院等の施設及び設備を整備し、地域住民の健康増進並びに疾病予防及び治療を行い、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的としています。	2府5県5市12法人 28年度交付決定額 (施設) 2件 16,183,000円 (設備) 37件 169,719,000円 28年度財産処分 9件 (内包括9件)
社会福祉施設等施設整備費国庫補助金	地方公共団体等が整備する施設整備等に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的としています。	2府5県11市 28年度交付決定額 4,345,076,000円 28年度財産処分 198件 (内包括166件)
地域介護・福祉空間整備等交付金	市町村が作成した先進的事業整備計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付することにより、地域における高齢者の生きがい活動や地域貢献等を支援する施設及び設備等の整備事業の推進の実施により介護離職の防止に資することを目的としています。	313市町村 28年度交付決定額 1,599,563,000円 28年度財産処分 9件 (内包括3件)
次世代育成支援対策施設整備交付金	児童福祉施設等の整備に要する経費の一部を交付することにより、次世代育成支援対策を推進することを目的としています。	2府5県16市町 28年度交付決定額 1,508,771,000円 28年度財産処分 4件 (内包括4件)
保健衛生施設等災害復旧費補助金	暴風、洪水、高潮、地震、その他の災害により被害を受けた保健衛生施設の災害復旧事業に要する費用の一部を補助しています。	28年度は、実績なし

補助金名	交付目	交付対象等
社会福祉施設等災害復旧費補助金	暴風、洪水、高潮、地震、その他の災害により被害を受けた社会福祉施設の災害復旧事業に要する費用の一部を補助しています。	28年度は、実績なし

(13) 各種養成施設等の指定・登録及び指導監督等

① 概要

次の9種類（大学等科目確認を含む。）の養成施設等について、指定・登録、指定の取消し、変更の承認、各種届出・報告書の受理及び指導監督等の業務を行っています。

- ア 管理栄養士養成施設
- イ 栄養士養成施設
- ウ 社会福祉士養成施設
- エ 介護福祉士養成施設
- オ 福祉系大学等(大学等において開講する社会福祉士に関する科目の確認)
- カ 福祉系高等学校（介護福祉士の受験資格の取得）
- キ 介護福祉士実務者養成施設（実務者研修）
- ク あん摩マッサージ指圧師養成施設
- ケ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師養成施設
- ※ 社会福祉士、介護福祉士、介護福祉士実務者養成施設（実務者研修）の大学・短大の養成施設は近畿厚生局で業務を実施

② 指定等状況

- ア 所管する養成施設等の数及び課程数：141施設 151課程（平成28年度末現在）

施設の種類	施設数	課程数	施設の種類	施設数	課程数
管理栄養士養成施設	32(30)	32(30)	福祉系高等学校	15(19)	15(19)
栄養士養成施設	24(24)	24(24)	介護福祉士実務者養成施設	2(2)	2(2)
社会福祉士養成施設	1(1)	1(1)	あマ指師養成施設	2(2)	2(2)
介護福祉士養成施設	18(18)	19(20)	あはき師養成施設	5(5)	5(5)
福祉系大学等	42(42)	51(53)			

（注1）「あマ指師養成施設」は「あん摩マッサージ指圧師養成施設」、「あはき師養成施設」は「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師養成施設」、をいう（以下の「施設の種類」についても同じ）

（注2）施設数欄と課程数欄の括弧書きは平成27年度末の数

（注3）平成28年度末における各種養成施設の指定状況一覧は、資料編の87頁～96頁を参照

イ 新規指定（承認）件数：5件（平成28年度）

施設の種類	件数	施設の種類	件数	施設の種類	件数
管理栄養士養成施設	1	介護福祉士養成施設	1	介護福祉士実務者養成施設	0
栄養士養成施設	0	福祉系大学等	2	あマ指師養成施設	0
社会福祉士養成施設	0	福祉系高等学校	1	あはき師養成施設	0

<平成28年度新規指定（承認）状況>

施設の種類	施設名	所在地	課程	定員
管理栄養士養成施設	梅花女子大学食文化学部管理栄養学科	大阪府茨木市	昼間4年	40名

施設の種類	施設名	所在地	課程	定員
介護福祉士養成施設	関西福祉科学大学社会福祉学部社会福祉学科 介護福祉士養成課程	大阪府 柏原市	昼間 4年	40 名
福祉系大学	京都ノートルダム女子大学現代人間学部 福祉生活デザイン学科社会福祉コース	京都府 京都市	昼間 4年	30 名
	大阪歯科大学医療保健学部社会福祉士コース	大阪府 枚方市	昼間 4年	15 名
福祉系高等学校	長尾谷高等学校普通科 (通信制課程技能連携東洋学園高等専修学校福祉学科福祉コース)	大阪府 枚方市	通信 3年	60 名

ウ 内容変更承認件数：18 件（平成 28 年度）

施設の種類	件数	施設の種類	件数
管理栄養士養成施設	7(5)	福祉系高等学校	1(2)
栄養士養成施設	7(5)	介護福祉士実務者養成施設	0(0)
社会福祉士養成施設	1(0)	あマ指師養成施設	0(2)
介護福祉士養成施設	2(4)	あはき師養成施設	0(3)
福祉系大学等	0(1)		

(注) 件数欄の括弧書きは平成 27 年度の数

エ 内容変更届件数：142 件（平成 28 年度）

施設の種類	件数	施設の種類	件数
管理栄養士養成施設	6(6)	福祉系高等学校	26(26)
栄養士養成施設	2(1)	介護福祉士実務者養成施設	1(2)
社会福祉士養成施設	3(4)	あマ指師養成施設	0(0)
介護福祉士養成施設	28(23)	あはき師養成施設	1(0)
福祉系大学等	75(73)		

(注) 件数欄の括弧書きは平成 27 年度の数

③ 指導状況

ア 指導調査の実施

養成施設等の適切な運営に資するため、各養成施設等に赴いて指定及び登録基準等に係る関係法令等の遵守状況を確認し、必要な指導を行っています。

(平成 28 年度実績：11 施設)

施設の種類	施設数	施設の種類	施設数
管理栄養士養成施設	3	福祉系高等学校	0
栄養士養成施設	1	介護福祉士実務者養成施設	0
社会福祉士養成施設	0	あマ指師養成施設	0
介護福祉士養成施設	6	あはき師養成施設	1

イ 指導件数

指導件数：34 件（文書9 件、口頭25 件）

施設の種類	文書	口頭	施設の種類	文書	口頭
管理栄養士養成施設	5	10	介護福祉士養成施設	4	14
栄養士養成施設	0	1	あはき師養成施設	0	0

ウ 具体的な指導の内容

事項	内 容
教育（授業）に関すること	<h3>1. 授業時間</h3> <p><事例1> 平成25年度実施の「栄養生化学」について、学則に規定する授業時間に対し、授業実施時間の不足が認められた。また、平成25年度実施の「食品学総論」については、担当教員が不在のなか課題の実施を履修時間に含めていたこと、平成26年度実施の「基礎栄養学Ⅱ」については、担当教員が不在のなか授業を実施し、履修時間に含めていたことが認められた。</p> <p>[指導内容] 補講を計画し、学生に説明を行ったうえで実施すること。なお、他の授業についても同様の確認を行い、必要に応じ対応を図ること。</p> <p>[根拠規定] 栄養士養成施設指導要領第8の1（管理栄養士）</p> <p><事例2> 一部の科目について、担当教員が不在の中、他の教員により授業を実施し、履修時間に含めていることが認められた。</p> <p>[指導内容] 今後は授業計画（シラバス）に示す担当教員による授業を実施すること。なお、担当教員以外が行った授業については、補講を計画し、学生に説明を行った上で実施すること。</p> <p>[根拠規定] 栄養士養成施設指導要領第8の1（管理栄養士）</p>
	<h3>2. 開講方法</h3> <p><事例1> 専門基礎分野「人体の構造と機能及び疾病の成り立ち」及び「食べ物と健康」並びに専門分野「基礎栄養学」、「応用栄養学」、「臨床栄養学」及び「公衆栄養学」の科目において、他学科と合併して授業を行うことができる体制となっていた。</p> <p>[指導内容] 開講方法を見直すこと。</p> <p>[根拠規定] 栄養士養成施設指導要領第8の6（管理栄養士）</p> <p><事例2> 時間割を見ると、開講している一部の選択科目について、介護福祉士学校の学生が受講するには他の必修開講科目の時間帯と重複しており、当該選択科目を受講することが事実上困難であった。</p> <p>[指導内容] 時間割を組み替える等、検討すること。</p> <p>[根拠規定] 社会福祉士介護福祉士学校指定規則第5条第3号（介護福祉士）</p>
	<p><事例3> 時間割を見ると、一部科目の時間数が時間割と学則で相違があった。</p> <p>[指導内容] 統一を図ること。</p> <p>[根拠規定] 社会福祉士介護福祉士学校指定規則第5条第3号（介護福祉士）</p>

事項	内 容
教員に 関する こと	1. 専任教員
	<p><事例1> 栄養教育論及び公衆栄養学を担当する管理栄養士である専任教員について、配置されていなかった。</p> <p>[指導内容] 管理栄養士又は管理栄養士と同等の知識及び経験を有する専任教員を配置すること。</p> <p>[根拠規定] 管理栄養士学校指定規則第2条第1項第6号（管理栄養士）</p>
	2. その他の教員
教員に 関する こと	<p><事例1> 専門基礎分野の「人体の構造と機能及び疾病の成り立ち」及び「食べ物と健康」を担当する一部の兼任教員について、教員の資格基準を満たしていないことが確認された。</p> <p>[指導内容] 資格基準を満たす教員を配置すること。</p> <p>[根拠規定] 栄養士法施行規則第9条第6号（管理栄養士）</p>
	3. 記録
	<p><事例1> 教員の出勤状況について、記録の不備が見受けられた。</p> <p>[指導内容] 今後は確実に記録すること。</p> <p>[根拠規定] 栄養士養成施設指導要領第6の13（管理栄養士、栄養士）</p>

事項	内 容
学生及 び生 徒に 関 する こと	1. 記録
	<p><事例1> 学生の出席簿について、記録に不備が見受けられた。</p> <p>[指導内容] 今後は確実に記録すること。</p> <p>[根拠規定] 栄養士養成施設指導要領第7の9（管理栄養士）</p>
	<p><事例2> 出席簿を見ると、学校内での出席簿の記載方法が統一されていなかったことから、学生の出席状況が把握できなかった。</p> <p>[指導内容] 出席簿の記載方法を統一し、確実に把握できるようにすること。</p> <p>[根拠規定] 介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針I-6-(3)（介護福祉士）</p>

事項	内 容
施設及び備品に関すること	<p>1. 施設及び備品</p> <p><事例1> 給食経営管理実習室について、備えるべき機械・器具である「給食計画及び実務のためのコンピュータ」が備えられていなかった。</p> <p>[指導内容] 当該実習室に備えること。</p> <p>[根拠規定] 栄養士法施行規則第9条第16号（栄養士）</p> <p><事例2> 給食経営管理実習室について、汚染作業区域と非汚染作業区域が明確にされていなかった。</p> <p>[指導内容] 作業区域を明確に区分するとともに、人の流れについても明確にし、食品衛生上の危害の発生を防止するための措置が総合的に講じられた給食の実習を行うための施設として整備すること。</p> <p>[根拠規定] 栄養士法施行規則第11条第11号（管理栄養士）</p> <p><事例3> 栄養教育実習室について、専門分野「栄養教育論」の授業を行うのに適切な状態ではなく、教育上必要な実習室として機能していなかった。</p> <p>[指導内容] 授業運営に支障がないよう、かつ教育効果が上がるよう検討すること。</p> <p>[根拠規定] 管理栄養士学校指定規則第2条第1項第7号（管理栄養士）</p>

事項	内 容
諸規程に関すること	<p>1. 学則</p> <p><事例1> 学則を見ると、社会福祉士介護福祉士学校指定規則別表第4において編成された各科目の出席時間数が学校指定規則に定める時間数の3分の2（介護実習は5分の4）を満たさない者は当該科目の履修の認定をしない旨が規定されていなかった。</p> <p>[指導内容] 各科目の出席時間数が3分の2（介護実習は5分の4）を満たさない者は当該科目の履修の認定をしない旨を学則に明記すること。</p> <p>[根拠規定] 介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針I-6-(4)（介護福祉士）</p> <p><事例2> 学則を見ると、位置及び実習費が明示されていなかった。</p> <p>[指導内容] 学則に明示すること。</p> <p>[根拠規定] 介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針I-5-(ウ)(セ)（介護福祉士）</p>

事項	内 容
手 続 等 に 関 す る こ と	<p>1. 事務手続</p> <p><事例 1> 主務大臣に変更の申請をせずに、未承認の普通教室・家政実習室を使用していた。</p> <p>[指導内容] 指定内容に変更がある場合には適正な手続を行うこと。</p> <p>[根拠規定] 社会福祉士及び介護福祉士法施行令第4条第1項 社会福祉士介護福祉士学校指定規則第9条第1項第8号（介護福祉士）</p>
	<p>2. 情報開示</p> <p><事例 1> 情報開示状況を確認すると、開示すべき情報の内容が一部開示されていなかった。</p> <p>[指導内容] 定められている全ての内容に関して情報を開示すること。</p> <p>[根拠規定] 社会福祉士介護福祉士学校指定規則第5条第18号 介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針I-10-(1)（介護福祉士）</p>

(14) 各種講習会の登録等業務

① 介護技術講習会の届出業務

介護技術講習会は、介護福祉士試験の受験者の資質の向上と実技試験の適正実施に資することを目的として実施されるものです。福祉系高校の卒業者と3年以上介護等の業務に従事し、この講習会を修了した者は、介護福祉士試験において実技試験が免除されます。

この講習会を実施しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣に届け出ることとなっており、近畿厚生局では、この講習会の届出書、変更届出書、実施報告書等を受理し、その内容を確認する業務を行っています。

平成28年度は、講習会等（平成27年度は11件）について、届出はありませんでした。

② 社会福祉士実習演習担当教員講習会、介護教員講習会の届出業務

社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設又は福祉系大学の専任教員等は、厚生労働大臣が定める基準を満たす講習会の受講が必要な場合があります。

これらの講習会を実施しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣に届け出ることとなっており、近畿厚生局では、これらの講習会を実施しようとする者からの届出書を受理し、その内容を確認する業務を行っています。

平成28年度は、社会福祉士実習演習担当教員講習会（平成27年度は0件）及び介護教員講習会（平成27年度は1件）について、届出はありませんでした。

③ 社会福祉士実習指導者講習会、介護福祉士実習指導者講習会の届出業務

社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設、福祉系高等学校又は福祉系大学の実習施設の実習指導者は、厚生労働大臣が定める基準を満たす講習会の受講が必要な場合があります。

これらの講習会を実施しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣に届け出ることとなっており、近畿厚生局では、これらの講習会を実施しようとする者からの届出書を受理し、その内容を確認する業務を行うとともに、実施した講習会の修了者名簿を受理しています。

平成 28 年度は、社会福祉士実習指導者講習会が 2 件（平成 27 年度は 5 件）、介護福祉士実習指導者講習会が 3 件（平成 27 年度は 2 件）の提出がありました。

④ 実務者研修教員講習会、医療的ケア教員講習会の届出業務

平成 28 年度から介護福祉士国家試験の実務者経験者の受験要件に、3 年以上の実務経験に加えて、実務者研修の受講を義務付けており、この実務者研修の専任教員（教務の主任者）及び介護過程Ⅲを教授する教員は、原則「実務者研修教員講習会」を受講することが必要です。

また、平成 28 年度から介護福祉士が業務として喀痰吸引等を行うことが可能となるため、介護福祉士養成施設で喀痰吸引等に関する医療的ケアの教育が必要となります。この医療的ケアを教授する教員は、原則、「医療的ケア教員講習会」を受講することが必要です。

これらの講習会を実施しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣に届け出ることとなっており、近畿厚生局では、これらの講習会を実施しようとする者からの届出書を受理し、その内容の確認と、講習会修了者名簿を受理する業務を行っています。

平成 28 年度は、実務者研修教員講習会が 22 件（平成 27 年度は 10 件）、医療的ケア教員講習会が 119 件（平成 27 年度は 60 件）の提出がありました。

8 医事課

(1) 薬事監視に関する業務

① 医薬品等の許認可業務

ア 概要

近畿厚生局においては、「厚生労働大臣許可医薬品等」を製造する場合の製造業許可を行っています。

「厚生労働大臣許可医薬品等」とは、①生物学的製剤（体外診断薬を除く）②放射性医薬品 ③国家検定医薬品④遺伝子組換え技術応用医薬品⑤細胞培養技術応用医薬品⑥再生医療等製品です。

(許可)

医薬品等を業として製造しようとする者は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律（以下、「医薬品医療機器等法」という。）に基づく医薬品等の製造業の許可を受けなければなりません。

医薬品等の製造業の許可は、区分に従い製造所ごとに与えられます。従って、すでに許可を受けている製造業者が、その製造所において ① 既存の製造区分を変更しようとする場合や ② 新たな区分を追加する場合には、改めてその製造業の許可を取らなければなりません。

また、定められた期間ごとに更新を受けなければ、その期間の経過後は、その効力を失います。（医薬品医療機器等法第 13 条）

(許可の基準)

医薬品等の製造業の許可は、① 構造設備などの物的要件 ② 製造及び品質の管理方法などの運用上の要件 ③ 申請者の人的的確性の確認を行う人的要件が、それぞれに対応する法令に定められた「許可の基準」に適合していることが必要とされています。（医薬品医療機器等法第 12 条の 2）

イ 実績

	26 年度	27 年度	28 年度
年度当初厚生労働大臣許可施設数	15	16	16
業許可施設数（新規）	1	1	1
業許可施設数（廃止）	0	1	1
年度末厚生労働大臣許可施設数	16	16	16

② 毒物及び劇物の登録業務

ア 概要

毒物及び劇物取締法において定められた毒物及び劇物を業として製造、輸入又は販売を行う者は、それぞれ製造業、輸入業又は販売業の登録を受けなければなりません。

また、定められた期間ごとに更新を受けなければ、その期間の経過後は、その効力を失います。（毒物及び劇物取締法第 4 条）

なお、① 営業者氏名又は住所 ② 設備 ③ 製造（営業）所の名称の変更、

その他品目及び営業の廃止をした場合には、届け出なければならないと定められています。（毒物及び劇物取締法第10条第1項）

イ 実績

	26年度	27年度	28年度
・毒物劇物営業者の登録等業務件数	420件	444件	467件
登録等の件数(再掲)	264件	297件	315件
届出等の件数(再掲)	156件	147件	152件

③ 輸入監視・指導業務

ア 概要

(ア) 輸入監視

輸入監視とは、医薬品医療機器等法に規定された「医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品、再生医療等製品」並びに毒物及び劇物取締法に規定された「毒物、劇物」の輸入について、財務省及び税関当局の協力のもとに、「医薬品等及び毒劇物輸入監視要領について」（平成27年11月30日薬食発1130第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）の別添1「医薬品等及び毒劇物輸入監視要領」に基づき、未承認品・無許可品・無登録品又は不良品等が違法に国内に流入することを未然に防ぎ、もって国民の保健衛生上の危害を防止することを目的として行う監視業務のことです。

医薬品等を輸入する場合には、関税法第70条第1項の規定により輸入通関に際して医薬品医療機器等法、毒物及び劇物取締法に基づく輸入許可等を受けていることが必要です。

輸入者が医薬品等の製造販売（製造）業の許可、毒物又は劇物の輸入業の登録を受けている場合は、製造販売（製造）用医薬品等を税関に提示すれば税関限りの確認により通関できることになります。

(イ) 薬監証明

輸入者が上記の許可・登録を受けていない場合は、当該医薬品等が違法に国内に流入することを未然に防ぎ、国民の保健衛生上の危害を未然に防止するため、指定された地方厚生局の薬事監視専門官が、通関前に輸入者から所定の様式による輸入報告書等の提出を求めています。これらに記載された輸入目的、輸入品目の内容、輸入数量等に基づきその妥当性を総合的に判断した上で、業としての輸入に当たらないことを確認し、その輸入報告書に「厚生労働省確認済」と押印し輸入者に交付します。

この「厚生労働省確認済輸入報告書」が「薬監証明」と呼ばれ、通関手続きの際、必要となります。

(ウ) 個人輸入

なお、医薬品等の個人輸入等については、決められた内容や数量の範囲内であれば、個人輸入等の輸入目的が明らかであるとして、税関限りの確認により通関できます。

(エ) 管轄範囲

地方厚生局における輸入監視業務の管轄範囲は、地方自治体単位の他業務と

大きく異なり、財務省の税関単位となっています。

このうち近畿厚生局は、財務省の地方支分部局として全国に設置されている8税関のうち名古屋税関、大阪税関、神戸税関、門司税関及び長崎税関の5税関の管轄区域が業務範囲とされています。この5つの税関の管轄区域は、2府28県となっており、近畿厚生局では沖縄地区税関の管轄区域を除く西日本を担当しています。

イ 実績

薬監証明の発給処理については、近年増加傾向にあり、また輸入形態が多様化する中で、遅滞することなく日々業務を進めています。

(ア) 薬監証明発給件数

	26年度	27年度	28年度
医薬品	17,957件	19,874件	18,929件
医薬部外品	84件	91件	590件
化粧品	159件	113件	125件
医療機器	4,743件	5,477件	7,100件
再生医療等製品	0件	25件	44件
体外診断用医薬品	6件	1件	2件
毒物・劇物	623件	527件	491件
合計	23,572件	26,108件	27,281件

(イ) 相談件数

	26年度	27年度	28年度
件数	23,077件	21,498件	22,274件

(2) 医師及び歯科医師の臨床研修に関する業務

① 概要

平成16年4月以降に免許を取得した医師には2年以上、平成18年4月以降に免許を取得した歯科医師には1年以上の臨床研修を受けることが、医師法、歯科医師法によりそれぞれ義務づけられています。

この臨床研修制度では、「臨床研修は、医師・歯科医師が、医師・歯科医師としての人格をかん養し、将来専門とする分野にかかわらず、医学・歯科医学及び医療・歯科医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を身に付けることのできるものでなければならない。」との基本理念に則り、大学病院もしくは厚生労働大臣が指定した臨床研修病院・施設が各々作成する研修プログラムにより、研修が実施されます。

近畿厚生局では、効果的な研修が実施されるよう、新規指定もしくはプログラム変更の申請・届出を行った病院等の研修プログラムの内容や設備、人員等について関係法令の定める基準に照らして審査しています。また、臨床研修制度が円滑に運用されるための啓発活動などを実施しています。

② 実績

新規指定申請、既指定病院・施設からのプログラム変更届出について審査するとともに、既指定病院等の実地調査による指導を行っています。

また、医学生・歯学生に対する研修病院に関する情報収集の支援を目的として開催される、臨床研修病院説明会の開催日に制度説明を行い、制度の周知を図っています。

ア 新規指定等の審査の状況

(医師)

	26年度	27年度	28年度
基幹型臨床研修病院の新規指定申請	0件	2件	3件
協力型臨床研修病院の新規指定申請	5件	2件	3件
臨床研修病院の移転報告	2件	3件	4件
臨床研修プログラムの変更・新設届出	49件	44件	57件

(注1) 基幹型・他の病院又は診療所と共同して臨床研修を行う病院であって当該臨床研修の管理を行うものをいう

(注2) 協力型・他の病院と共同して臨床研修を行う病院であって、基幹型でないものをいう

(歯科医師)

	26年度	27年度	28年度
単独型臨床研修施設の新規指定申請	1件	2件	1件
管理型臨床研修施設の新規指定申請	0件	0件	1件
協力型臨床研修施設の新規指定申請	0件	0件	0件
連携型臨床研修施設の新規指定申請	0件	0件	0件
臨床研修施設の移転報告	0件	1件	1件
臨床研修プログラムの変更・新設届出	8件	3件	9件

(注1) 単独型・単独で又は研修協力施設と共同して臨床研修を行う病院又は診療所をいう

(注2) 管理型・他の病院又は診療所と共同して臨床研修を行う病院又は診療所(単独型を除く。)であって、当該臨床研修の管理を行うものをいう

(注3) 協力型・3月以上他の病院又は診療所と共同して臨床研修を行う病院又は診療所(単独型を除く。)であって、管理型でないものをいう

(注4) 連携型・他の施設と共同して臨床研修を行う病院又は診療所(単独型を除く。)であって、管理型及び協力型に該当しないもの

イ 実地調査の実施状況

	26年度	27年度	28年度
医師臨床研修病院	15件	17件	25件
歯科医師臨床研修施設	7件	13件	10件

ウ 医学生・歯学生に対する臨床研修制度説明

(ア) 実施日：平成29年2月18日

(イ) 参加者数

	医師	歯科医師	計
26年度	67名	51名	118名
27年度	304名	203名	507名
28年度	250名	180名	430名

(注) 平成27年度は臨床研修病院説明会で実施

エ 指導医・プログラム責任者等に対する臨床研修制度講演

	26年度	27年度	28年度
講演回数	15回	24回	26回

オ 地域医療に重点をおいた近畿厚生局指導医講習会

(ア) 開催日：平成29年2月3日～4日

(イ) 参加者数及び修了者数

	参加者	修了者
28年度	28名	28名

③ 臨床研修病院府県別指定状況（平成29年3月31日現在）

ア 指定病院数（厚生労働省が指定する施設）

府県名	医師臨床研修病院	歯科医師臨床研修施設			
		基幹型	単独型	管理型	計
福井県	26年度	6	2	1	3
	27年度	6	2	1	3
	28年度	6	2	1	3
滋賀県	26年度	13	4	0	4
	27年度	12	5	0	5
	28年度	12	5	0	5
京都府	26年度	21	6	0	6
	27年度	20	7	0	7
	28年度	20	7	0	7
大阪府	26年度	64	10	1	11
	27年度	65	10	1	11
	28年度	65	9	3	12
兵庫県	26年度	45	12	0	12
	27年度	46	13	0	13
	28年度	46	14	0	14
奈良県	26年度	7	1	0	1
	27年度	7	1	0	1
	28年度	7	1	0	1

和歌山県	26年度	8	2	0	2
	27年度	8	2	0	2
	28年度	8	2	0	2
合 計	26年度	164	37	2	39
	27年度	164	40	2	42
	28年度	164	40	4	44

イ 大学附属病院数

府県名	医師臨床研修病院	歯科医師臨床研修施設			計
		基幹型	単独型	管理型	
福井県	26年度	1	1	0	1
	27年度	1	1	0	1
	28年度	1	1	0	1
滋賀県	26年度	1	1	0	1
	27年度	1	1	0	1
	28年度	1	1	0	1
京都府	26年度	3	1	1	2
	27年度	3	1	1	2
	28年度	3	1	1	2
大阪府	26年度	7	2	2	4
	27年度	7	2	2	4
	28年度	7	2	2	4
兵庫県	26年度	2	1	1	2
	27年度	2	1	1	2
	28年度	2	1	1	2
奈良県	26年度	2	1	0	1
	27年度	2	1	0	1
	28年度	2	1	0	1
和歌山県	26年度	1	1	0	1
	27年度	1	1	0	1
	28年度	1	1	0	1
合 計	26年度	17	8	4	12
	27年度	17	8	4	12
	28年度	17	8	4	12

(注) 歯科医師臨床研修施設：単独型であり管理型でもある場合は管理型に計上

※ 医師臨床研修病院一覧（基幹型）は資料編の 97 頁～ 100 頁、歯科医師臨床研修施設一覧は資料編 の 101 頁をそれぞれ参照

(3) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療に関する業務

① 概要

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」では、心神喪失の状態で重大な他害行為（他人に害を及ぼす行為）を行った者に対し継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その症状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、その社会復帰を促進することが定められています。

近畿厚生局では、対象者の医療を行う指定医療機関の指定、地方裁判所の処遇決定に伴う指定医療機関の選定、入院処遇決定となった対象者の指定入院医療機関への移送を行っています。また、この法律では、対象者の処遇を決定するためには、裁判官と精神科医（精神保健審判員）、必要に応じて精神保健福祉の専門家（精神保健参与員）で審判が行われますが、その構成員を地方裁判所が選任するための精神保健判定医及び精神保健参与員候補者の名簿の作成などを行っています。

② 実績

管内にある指定入院医療施設の開棟、増床等により診療報酬請求の審査・支払業務が増加傾向にあります。

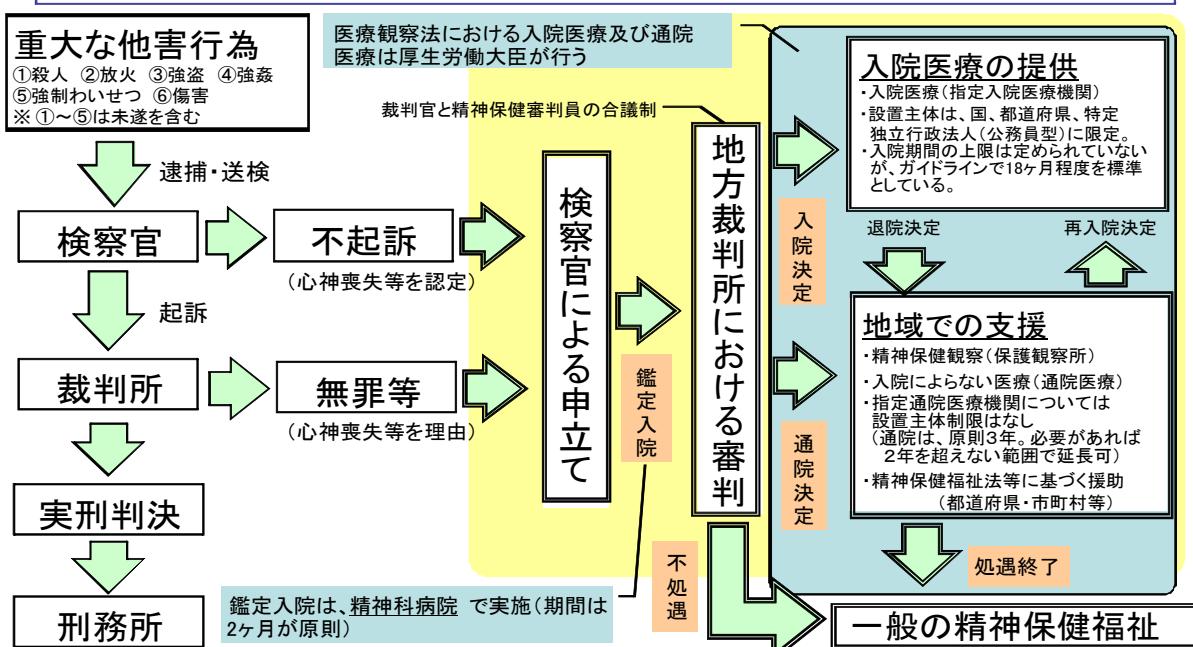
	26年度	27年度	28年度
指定医療機関の指定	35件	30件	30件
指定入院医療機関の選定（移送）	34件	43件	39件
精神保健判定医の登録	177件	178件	177件
精神保健参与員の登録	126件	121件	117件
診療報酬請求の審査・支払	3,301件	3,635件	3,796件

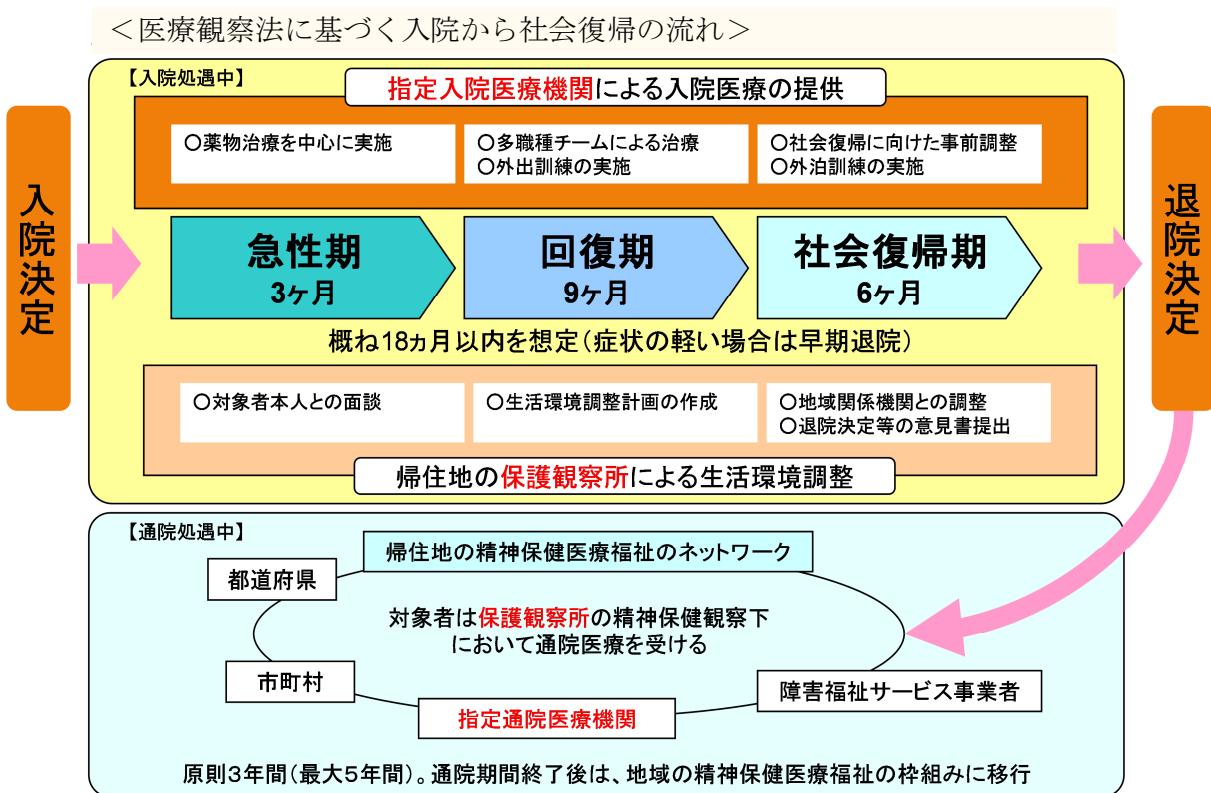
＜医療観察法の仕組み＞

（制度は、法務省・厚生労働省共管）

平成15年7月成立・公布、平成17年7月15日施行

心神喪失等で重大な他害行為を行った者に対して、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、病状の改善及び同様の行為の再発防止を図り、その社会復帰を促進するよう、対象者の処遇を決定する手続等を定めるもの。





(4) 医療の安全に関する取組の普及及び啓発に関する業務

① 概要

国民が安心して医療を受けることができるためには、医療の質と安全性の向上が求められています。

近畿厚生局では、医療安全管理体制の強化の推進のため、医療事故の原因究明からなる再発防止を図ることを主眼とし、管内病院の管理者、医療安全担当者等を対象に、医療安全に関する知識の習得を目的として「医療安全に関するシンポジウム」を開催しています。

② 実績

医療安全に関するシンポジウム（平成28年度）

ア 開催日：平成28年11月24日

イ テーマ：「医療安全教育～患者が主役の医療安全教育をめざして～」

	26年度	27年度	28年度
参加者数	756名	658名	710名

(5) 再生医療等の推進と安全性の確保に関する業務

① 概要

再生医療は、疾患を根治する治療法の開発を目指すことができる、又はこれまで有効な治療法のなかった疾患が治療できるようになるなど、国民の期待が高い一方、新しい医療技術であることから、安全面及び倫理面から十分な配慮が必要であります。「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」（平成25年法律第85

号) が平成 26 年 11 月 25 日に施行され、医師又は歯科医師が再生医療等を提供するため再生医療等技術ごとに再生医療等提供計画を提出することが必要となりました。また再生医療等に用いる特定細胞加工物の製造の許可等の制度が定められました。

近畿厚生局では、当該法律に係る手続き及び手続きに係る相談業務を行っています。また、説明会を開催し、制度の周知を図っています。

② 実績

ア 登録件数

	再生医療等 提 供 計 画	再生医療等 委 員 会	細胞培養 加 工 施 設	合 計
26年度	0	4	25	29
27年度	504	14	387	905
28年度	147	1	46	194

イ 定期報告件数

	再生医療等 提 供 計 画	細胞培養 加 工 施 設	合 計
28年度	396	365	761

ウ 相談件数

	再生医療等 提 供 計 画	再生医療等 委 員 会	細胞培養 加 工 施 設	そ の 他	合 計
26年度	60	74	217	96	353
27年度	583	280	588	29	1480
28年度	963	439	396	69	1867

エ 委員会意見交換会（開催日：平成 28 年 9 月 5 日）

	27 年度	28 年度
参加者数	43 名	43 名

（6）医師又は歯科医師の行政処分に対する再教育に関する業務

① 概要

医療従事者の資質を向上し、国民の医療に対する安心を確保するため、医師又は歯科医師の医療従事者について、行政処分を受けた者に対する再教育を実施しています。

近畿厚生局では、行政処分を受け、医業停止の処分を受けた者のうち 1~3 年の処分者に対する再教育研修（個別研修）に係る業務として、研修における事前調整から終了までの進捗状況の把握、助言指導者の指名、個別研修計画書の受理、研修修了報告書の受理、研修者に関するその他のことなどを行っています。

② 実績

ア 個別研修対象者

		26年度	27年度	28年度
業務停止 1年～2年未満	(医師)	0名	0名	0名
業務停止 1年～2年未満	(歯科医師)	0名	0名	0名
業務停止 2年以上	(医師)	3名	3名	3名
業務停止 2年以上	(歯科医師)	1名	0名	0名

イ 個別研修状況

		26年度	27年度	28年度
再教育個別研修計画書受理通知交付	(医師)	1件	2件	5件
再教育個別研修計画書受理通知交付	(歯科医師)	1件	0件	1件
再教育個別研修修了証書交付	(医師)	2件	1件	3件
再教育個別研修修了証書交付	(歯科医師)	0件	1件	0件

(7) 看護師の特定行為研修に関する業務

① 概要

2025年（平成37年）に向けて、さらなる在宅医療等の推進を図っていくためには、個別に熟練した看護師のみでは足りず、医師又は歯科医師の判断を待たずに、手順書により、一定の診療の補助（例えば脱水時の点滴（脱水の程度の判断と輸液による補正）など）を行う看護師を養成し、確保していく必要があります。

このため、その行為を特定し、手順書によりそれを実施する場合の研修制度を創設し、その内容を標準化することにより、今後の在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成していくことが、本制度創設の目的です。

本制度は、地域における医療および介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）により、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）の一部が改正され、平成27年10月1日から施行されました。

近畿厚生局では、効果的な研修が実施されるよう、新規指定、変更の申請・届出を行った指定機関の研修計画内容や設備、人員等について関係法令の定める基準に照らして審査しています。また、看護師の特定行為研修制度に関する周知活動などを実施しています。

【特定行為とは】

特定行為は、診療の補助であって、看護師が手順書により行う場合には、実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされる38行為と定められています。（保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号、特定行為研修省令第2条及び別表第1関係）

② 実績

ア 新規指定等の審査の状況

	27年度	28年度
新規指定申請	4件	5件

イ 実地調査の実施状況

	27年度	28年度
新規指定研修施設	4件	5件

ウ 看護師特定行為研修制度説明会

27年度	8月5日	2月23日	2月29日	計
参加者数	126名	33名	106名	265名

28年度	福井	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	合計
開催日	10月3日	9月5日	9月28日	8月16日	9月7日	12月22日	12月16日	－
参加者数	34名	64名	40名	96名	76名	90名	76名	476名

③ 特定行為研修府県別指定状況（平成29年3月31日現在）

- ・指定施設数（厚生労働省が指定する施設）

	27年度	28年度	合 計
福井県	0件	1件	1件
滋賀県	1件	0件	1件
京都府	1件	0件	1件
大阪府	1件	2件	3件
兵庫県	0件	1件	1件
奈良県	1件	0件	1件
和歌山県	0件	1件	1件

※ 近畿厚生局では平成28年度に全国で初めて管内全府県に研修施設が指定されました。

9 食 品 衛 生 課

(1) 総合衛生管理製造過程の承認等

① 概要

「総合衛生管理製造過程」とは、施設設備・機械器具の保守点検及び衛生管理、従業員の衛生教育、食品の衛生的な取り扱いなど従来からの一般衛生管理を土台として、H A C C P (Hazard Analysis and Critical Control Point : 危害分析重要管理点) システムを取り入れた総合的に衛生管理された食品の製造方法です。

この承認を受ければ、必ずしも食品衛生法に基づく製造基準によることなく、独自の方法による食品の製造または加工が可能です。

近畿厚生局においては、総合衛生管理製造過程の申請（新規、更新（3年）、変更）内容の審査、立入調査、定期監視を通じて事業者への指導を行い、H A C C P による衛生管理の推進の向上に努めています。

※ 総合衛生管理製造過程の対象食品は、次のとおりです。

ア 乳	(牛乳、脱脂乳、加工乳など)
イ 乳製品	(アイスクリーム、発酵乳、乳酸菌飲料など)
ウ 清涼飲料水	(ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料など)
エ 食肉製品	(ハム、ソーセージなど)
オ 魚肉練り製品	(魚肉すり身、魚肉ハム・ソーセージ、蒲鉾など)
カ 容器包装詰加圧加熱殺菌食品	(缶詰・瓶詰、レトルト食品など)

② 所管する施設数[対象延品目数]（平成 29 年 3 月 31 日現在）

(内訳)	「乳」	15 施設[20 品目]
	「乳製品」	18 施設[23 品目]
	「清涼飲料水」	16 施設[21 品目]
	「食肉製品」	4 施設[8 品目]
	「魚肉練り製品」	2 施設[2 品目]
	「容器包装詰加圧加熱殺菌食品」	0 施設[0 品目]
		55 施設[74 品目]

③ 実績

	26 年度	27 年度	28 年度
総合衛生管理製造過程承認施設への立入調査	26 件	23 件	22 件

<平成 28 年度 新規総合衛生管理製造過程承認施設>

施 設 名	所 在 地	対 象 食 品
淡路島牛乳株式会社 牛乳工場	兵庫県 南あわじ市	乳 (牛乳)
株式会社ロッテ 神戸工場	兵庫県 神戸市	乳製品 (アイスクリーム)

株式会社ヤクシ 吹田工場	大阪府 吹田市	清涼飲料水 (ミネラルウォーター類)
-----------------	------------	-----------------------

(2) 食品衛生法に基づく登録検査機関の登録等

① 概要

食品衛生法に基づく「登録検査機関」とは、食品衛生法第25条の規定による製品検査や同法第26条の規定により国又は都道府県等が行う食品などの検査命令において、その検査が行える検査設備及び検査能力を有した検査機関として、あらかじめ厚生労働大臣の登録を受けた検査機関です。

近畿厚生局では、管内の登録検査機関の登録及び監督を担当し、登録を受けた検査機関が厚生労働省令で定める技術上の基準(G L P : Good Laboratory Practice)に基づき、その検査を適正に実施していることを確認するための立入検査などを行っています。

② 所管する施設数(平成29年3月31日現在)

管内に本部がある検査機関 13機関
検査施設 24施設

③ 実績

	26年度	27年度	28年度
登録検査機関の検査施設への立入検査、現地調査	29件	25件	31件

(3) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく指定検査機関の指定等

① 概要

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(以下、「食鳥検査法」という。)に基づく「指定検査機関」とは、食鳥検査が行える検査設備及び検査能力を有した検査機関として、厚生労働大臣が指定した検査機関です。

食鳥(鶏、あひる、七面鳥)の検査は都道府県知事等が行うものですが、食鳥検査法第21条第1項の規定により、都道府県知事等が指定検査機関に検査業務を委任することができることになっています。

近畿厚生局では、管内の指定検査機関の指定及び監督を行っていました。

※ 当該業務は、平成29年度から都道府県知事等に事務・権限を移譲

② 所管する施設数:4施設(平成29年3月31日現在)

③ 実績

	26年度	27年度	28年度
立入検査	0件	2件	2件
業務規程の変更認可	1件	1件	0件

役員の選任・解任の認可	0 件	3 件	3 件
事業計画及び収支予算の認可 (変更を含む)	4 件	4 件	4 件

(4) 対EU及び対米輸出水産食品認定施設の査察等

① 概要

EU（欧州連合）及び米国では、指令や規則などで独自の衛生管理の導入を水産食品の製造・加工などを行う施設に対して義務づけており、外国からの輸入水産食品に対しても同様の規制を行っています。そのため、我が国では、EU及び米国との協議に基づき、EUや米国への輸出水産食品を取り扱う施設がその条件を満たしていることを保証するため、施設の認定を行っています。

この認定に係る手続きは、申請者が都道府県知事等に申請を行うことになっており、都道府県知事等は認定要件を満たしていると認めた場合に、地方厚生局との協議のうえ、認定施設として認定することとなります。

近畿厚生局では、この認定の可否の協議に基づく書類審査及び現地調査を行い、その結果を都道府県知事等に通知するほか、定期的に職員を認定施設へ派遣し、査察を実施しています。

② 実績

ア 対EU輸出水産食品に係る認定施設

(ア) 所管する施設数：4 施設（平成 29 年 3 月 31 日現在）

(イ) 実績

	26 年度	27 年度	28 年度
認定施設への査察	8 件	8 件	8 件

イ 対米輸出水産食品に係る認定施設

(ア) 所管する施設数：3 施設（平成 29 年 3 月 31 日現在）

(イ) 実績

	26 年度	27 年度	28 年度
認定施設への査察	2 件	2 件	4 件

(5) 対韓国輸出水産食品取扱施設の登録及び衛生証明書の交付等

① 概要

韓国に冷凍食用鮮魚類頭部及び冷凍食用鮮魚介類内臓を輸出するには、処理施設等の事前登録及び衛生証明書の添付が求められています。

登録施設になるためには、登録要件を満たす書類を添付して地方厚生局に申請し、厚生労働省を通じて韓国政府に登録される必要があり、また、衛生証明書の交付を受けるには、冷凍食用鮮魚類頭部等の輸出者は、地方厚生局に対し輸出日から起算して 7 開庁日までに申請する必要があります。

近畿厚生局では、処理施設等の登録申請書の事務手続き、輸出要件を満たしていると認めた衛生証明書の交付及び登録施設の監視を、平成 25 年 2 月から実施しています。

② 対韓国輸出水産食品に係る認定施設

ア 所管する施設数：2 施設（平成 29 年 3 月 31 日現在）

イ 実績

	26 年度	27 年度	28 年度
取扱施設登録確認申請書の受理	0 件	0 件	0 件
取扱施設登録事項の変更確認申請書の受理	0 件	0 件	0 件
衛生証明書の交付	2 件	11 件	18 件
登録施設の監視	0 件	0 件	0 件

(6) 対中国輸出水産食品衛生証明書の交付

① 概要

我が国から中国に輸出される水産食品に対して、中国政府は最終加工施設等の事前登録及び衛生証明書の添付を求めていることから、証明書発行機関において施設登録申請の審査及び衛生証明書の交付を行っていましたが、平成 26 年 1 月 1 日から最終加工施設等の登録手続きについては厚生労働省が行い、衛生証明書の交付については都道府県等衛生部局又は地方厚生局が行っています。

登録施設になるためには、登録要件を満たす書類を添付して申請し、厚生労働省から中国政府に登録される必要があり、また、衛生証明書の交付を受けるためには、水産食品の輸出者は、輸出日から起算して 5 開庁日前（生鮮品にあっては 3 開庁日前）までに申請する必要があります。

近畿厚生局では、登録施設を所管する都道府県等衛生部局が衛生証明書発行機関として登録されていない地域に限り、当該証明書の交付を実施しています。

② 実績

	26 年度	27 年度	28 年度
衛生証明書の交付	102 件	153 件	380 件

(7) 対シンガポール輸出食肉処理場等に係る認定施設

① 概要

国産牛肉のシンガポールへの輸出は、同国政府が定める施設の構造・設備、衛生管理及び検査法等の衛生要件に適合すること並びにこれらの適正な実施が同国政府の査察により確認され、認定施設として認定を受けることが要件となっています。

近畿厚生局では、同国輸出食肉取り扱い施設として認定されている施設に対して査察を行っています。

② 実績

ア 所管する施設数：1 施設（平成 29 年 3 月 31 日現在）

イ 実績

	26 年度	27 年度	28 年度
認定施設への査察	12 件	12 件	12 件

（8）自由販売証明書の交付

① 概要

我が国において製造され、国内で流通している食品を諸外国に輸出する際、輸出相手先国の通関関係機関等から、輸出される食品が我が国国内において問題なく流通していることを証明するいわゆる「自由販売証明書（Certificate of free sale）」の提出を求められる場合が出てきたため、食品の輸出が円滑に行われるよう、近畿厚生局では、平成 25 年 6 月 20 日から当該証明書の交付を行っています。

当該証明書の交付を受けるためには、食品の輸出者は、輸出日から起算して 10 開庁日前までに申請する必要があります。

なお、当該証明書は、個々の輸出食品の安全性を証明するものではなく、また、当該証明書の交付は、他の機関等が行う同趣旨の証明書の交付を妨げるものではありません。

② 実績

	26 年度	27 年度	28 年度
自由販売証明書の発行	77 件	125 件	145 件

（9）健康増進法に基づく虚偽誇大広告等の規制の勧告等

① 概要

いわゆる健康食品の広告や表示等における健康保持増進効果の記載について、著しく事実に相違する表示、又は著しく人を誤認させるような表示が行われ、国民の健康の保持増進に重大な影響を与えるおそれがあると認めるとときは、表示を行った者に対して必要な措置をとるべき旨の勧告を行うなどの措置を講じるものです。

※ 近畿厚生局では、消費者庁や都道府県等と連携を図りながら営業者へ指導等を行っていましたが、違反事例への勧告、命令に係る業務については、平成 28 年度から都道府県知事等に事務・権限を移譲

② 実績

	26 年度	27 年度	28 年度
都道府県等及び事業者からの相談	13 件	14 件	3 件

(10) 食中毒に係る調整事務

① 概要

近年の食品の広域流通化を踏まえ、複数の都道府県をまたがるような大規模食中毒事件の発生時には、迅速な対応を図ることを目的として、厚生労働省本省の指示に基づいて、地方厚生局が都道府県等と共同で立入調査等を行い、また、日常の食中毒予防対策等の実施及び食中毒事件の情報収集に関しても、都道府県等と厚生労働省本省との間の連絡調整を行うこととされています。

② 実績

	26年度	27年度	28年度
都道府県等からの食中毒速報等の収集	81件	91件	92件

(11) H A C C P の普及推進

① 概要

H A C C Pによる食品の衛生管理は世界的に普及が進んでいます。国内においても、H A C C Pを普及するための様々な取組が行われており、近畿厚生局では自治体職員向け研修会の開催や自治体のH A C C Pの取組への参画等を行っています。

- ア H A C C P普及推進地方連絡協議会の開催
- イ H A C C Pに関する自治体職員向け研修会の開催
- ウ 自治体による地域連携H A C C P導入実証事業への参画

② 実績

	28年度
協議会の開催	1件
研修会の開催	2件
自治体のH A C C Pの取組への参画	2件

10 地域包括ケア推進課

日本は、諸外国に例をみないスピードで高齢化が進行しています。

団塊の世代（約800万人）が75歳以上となる2025年（平成37年）以降は、国民の医療や介護の需要が、さらに増加することが見込まれています。

このため、厚生労働省では、2025年（平成37年）を目指し、医療や介護が必要な状態になつても、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進しています。

この取組を更に進めるため、平成28年4月1日に全国の地方厚生（支）局に「地域包括ケア推進課」が設置されました。

当局の地域包括ケア推進課は、管内2府5県（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県）及び市町村と連携し、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進しています。

（1）近畿厚生局地域包括ケア推進本部の活動状況

① 概要

近畿厚生局内の各部署からも協力を得ながら、地域包括ケアシステムの構築の支援を総合的に取り組むため、全局横断的なメンバーから構成された近畿厚生局地域包括ケア推進本部を平成28年4月1日付で設置し、効果的な業務の実施を図ります。

② 実績

＜近畿厚生局地域包括ケア推進本部会議の開催状況＞

	回 数	開 催 状 況
28年度	4回	5月、7月、11月、1月

（2）地域包括ケアシステム構築に向けた自治体等に対する支援等

① 外部有識者との意見交換会等の実施

ア 概要

テーマに応じて、外部有識者の方々に出席をいただき、管内府県担当者等との地域包括ケアの推進に係る意見交換会やセミナー等を開催しています。

イ 実績

＜外部有識者との意見交換会等の開催状況＞

	回 数	開 催 状 況
28年度	4回	6月、7月、11月、1月

② 近畿地域包括ケア関係セミナー等相互参加システムの運用

ア 概要

管内府県が実施する地域包括ケアの推進に係る各種セミナー及び研修等の取組について、地域包括ケア推進課が一元的に管理し、府県に開示して情報共有を推進

するとともに、管内の他の府県がオブザーバーとして参加できるシステムを運用しています。

イ 実績

<各種セミナー等へのオブザーバー参加状況>

	回 数	参 加 人 数
28年度	8回	13人

③ 施設基準等の届出状況データの提供

ア 概要

在宅医療・介護連携を推進するため、保険医療機関等が当局に届出をしている診療報酬の施設基準等に係るデータを管内府県に提供しています。

イ 実績

<施設基準等の届出状況データの提供状況>

	回 数	提 供 状 況
28年度	2回	11月、2月

④ 各種会議、研修等への参画

ア 概要

管内府県等が開催する各種会議、研修会等へ積極的に参画し、情報収集を行うとともに、関係者とのネットワークの構築を図っています。

イ 実績

<各種会議、研修等への参画状況>

	参 画 回 数
28年度	53回

⑤ 近畿地域包括ケア推進情報誌の創刊

ア 概要

地域包括ケアシステムに関する地域での様々な取組等を掲載し、関係者間における情報の交換・交流を推進するため、管内の自治体（府県及び市町村）に情報誌として「Encourage」（エンカレッジ）を発行しています。

イ 実績

<情報誌「Encourage」の発行>

	発 行 状 況
28年度	2月、3月

⑥ 近畿厚生局後援名義の活用の推進

ア 概要

管内府県・市町村・関係団体が行う地域包括ケアの推進に有益と考えられる事業の実施に当たっては、当局後援名義の活用の推進を図っています。

イ 実績

<近畿厚生局後援名義の使用許可状況>

	使用許可件数
28年度	3件

(3) 普及啓発活動

① パンフレット等の作成及びホームページへの掲載

ア 概要

地域包括ケアシステムについて理解していただくため、その意義や構築の必要性等を分かり易く記載したミニパンフレットやリーフレットを作成し、地域包括ケア推進課のホームページへ掲載しています。

イ 実績

<パンフレット等のホームページへの掲載状況>

	掲 載 状 況
28年度	12月、2月

② 地域包括ケアの推進に係る講演等の実施

ア 概要

近畿厚生局の所管法人や関係団体等に対して、様々な機会を通じて地域包括ケアの推進を目的とした講演や講義を行い、普及啓発を図っています。

イ 実績

<所管法人、関係団体等に対する講演開催状況>

	開 催 状 況
28年度	15カ所

③ 近畿厚生局内における普及啓発

ア 概要

認知症への理解を深めるため、当局職員（平成28年度は近畿厚生局地域包括ケア推進本部員）に対して、認知症サポーター養成講座を実施しました。また、全職員に対して、地域包括ケアに関する情報を記載したメールマガジンを四半期ごとに発行し、普及啓発を図っています。

イ 実績

<認知症サポーター養成講座の実施状況>

	受講者数	実 施 状 況
28年度	19名	7月

<全職員に対するメールマガジンの発行状況>

	発行回数	発 行 状 況
28年度	3回	8月、11月、3月

11 保険課

(1) 健康保険組合の規約変更の認可等

① 概要

健康保険組合は、健康保険法に基づき、国の健康保険事業を代行することを目的として、厚生労働大臣の認可を受けて設立された公法人です。企業が単独で設立する場合は700人以上、同業種の複数の企業が共同で設立する場合は3,000人以上の被保険者数が必要となっており、健康保険組合には企業のサラリーマン等が加入しています。

近畿厚生局では、健康保険組合から提出される規約変更認可申請書、届出書等の受理及び審査による認可業務のほか、厚生労働大臣への提出書類の審査等の業務を行っています。

② 実績

ア 所管する健康保険組合数

	单一	連合	総合	総数
26年度末	210 組合	7 組合	58 組合	275 組合
27年度末	209 組合	7 組合	58 組合	274 組合
28年度末	207 組合	7 組合	56 組合	270 組合

イ 各申請書等の処理件数

	規約変更認可申請書等の認可	規約変更届出書等の受理	厚生労働大臣への提出書類の審査等	公法人証明・印鑑証明等
26年度	467件	1,861件	3,619件	820件
27年度	451件	1,501件	3,587件	832件
28年度	392件	2,093件	3,525件	953件

(2) 健康保険組合の指導監査等

① 概要

健康保険組合では、法令・通知・組合規約・組合規程に基づいて、健康保険組合の事業を運営しています。

近畿厚生局では、その事業運営が適正に実施されていることについて検査するほか、財政状況が悪化している健康保険組合や医療費が高額となっている健康保険組合に対する指導等を目的として、管内の健康保険組合に対し実地指導監査を実施しています。

また、健康保険組合における適正な予算編成のため、平成29年1月に説明会を開催しています。

② 実績

	26年度	27年度	28年度
実地指導監査	49組合	52組合	52組合

(注1) 財政状況が悪化している健康保険組合に対しては、健全財政の維持を図る観点から実地監査を実施し、医療費や被保険者数等の状況を踏まえた保険料率の設定など、事業全般にわたる指導を実施

(注2) 一人当たり医療費の高い健康保険組合に対しては、医療費の適正化に重点を置いて実地監査を実施するとともに、疾病予防及び特定健診等の事業の実施状況等を確認、健康保険組合の実情に応じた効果的な保健事業の実施に係る指導を実施

(3) 全国健康保険協会支部の立入検査

① 概要

全国健康保険協会（協会けんぽ）は、健康保険組合に加入していない企業など、主として中小企業等のサラリーマン等が加入する健康保険の事業を法令・通知・諸規程に基づき運営しています。

近畿厚生局では、各府県に設置されている全国健康保険協会の支部の事業運営が適正に実施されていることを検査するため、管内の全国健康保険協会支部に対する立入検査を行っています。

② 実績

	26年度	27年度	28年度
立入検査	3支部	2支部	2支部

(注) 会計事務及び業務等の事故防止を図る観点から立入検査を実施（諸規程及び運用マニュアル等に基づき適正に行われていること及び個人情報の取り扱いが適正であることを確認）

(4) 全国健康保険協会支部が行う立入検査の認可

① 概要

全国健康保険協会（協会けんぽ）では、加入者に対する保険給付の決定に関し、必要に応じて事業主への立入検査等を法令に基づき実施しています。

平成26年4月1日からは、全国健康保険協会が行う立入検査等に対する厚生労働大臣の認可の権限が、地方厚生局長に委任されましたので、近畿厚生局では、管内の全国健康保険協会支部が行う立入検査等の認可業務を行っています。

また、認可有効期間の満了時に、全国健康保険協会の支部から立入検査等実施結果の報告を受け、適正に実施されていることを確認しています。

② 実績

ア 立入検査等の認可件数

	27年度	28年度
認可件数	152件	27件

イ 立入検査等の実施結果報告の受理・確認件数

	27年度	28年度
受理・確認件数	121件	116件

12 企 業 年 金 課

(1) 厚生年金基金の指導監督等

① 制度の概要等

ア 概要

厚生年金基金は、厚生労働大臣の認可を受けて企業の事業主が母体企業とは別の法人格を持った公法人である厚生年金基金を設立し、国の老齢厚生年金の一部を代行するとともに、独自の上乗せ給付を併せて支給することにより、加入員の老後における生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とした制度として、昭和 41 年 11 月に導入されました。

近畿厚生局では、厚生年金基金にかかる規約変更認可申請書、規約変更届出書等の受理及び認可、厚生労働大臣への提出書類の審査並びに公法人証明、印鑑証明などの業務を行っています。

イ 実績

(ア) 厚生年金基金数

	单 独	連 合	総 合	基 金 総 数
26年度末	1 基金	2 基金	58 基金	61 基金
27年度末	1 基金	1 基金	26 基金	28 基金
28年度末	1 基金	1 基金	12 基金	14 基金

(イ) 各申請書等の受付件数

	厚生労働大臣へ 提出する書類	規約変更認 可申請書等	規約変更 届出書等	公法人証明、 印鑑証明
26年度	2,045 件	137 件	899 件	79 件
27年度	1,411 件	84 件	792 件	104 件
28年度	882 件	91 件	489 件	149 件

② 代行返上（将来返上・過去返上）・解散

ア 概要

平成 14 年 4 月の法律改正により、厚生年金基金が国に代わって厚生年金の給付や運用を代行していた部分を、厚生労働省の認可に基づいて国に返上することができるようになりました。

なお、厚生年金基金から確定給付企業年金への移行又は解散に向けて、将来期間分の支給義務を停止することを将来返上といい、過去期間分を含む代行部分のすべてを国に返上し、確定給付企業年金へ移行することを過去返上といいます。

また、平成 26 年 4 月から「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 63 号）」が施行され、i) 上乗せ給付の受給権保全を支援するため、厚生年金基金から他の企業年金への移行支援措置や、ii) 平成 23 年 8 月 10 日から 5 年間の時限措置とされていた基金が解散する際に国に返還することとなる代行部分の金額（責任準備金相当額）

の減額や分割納付について、施行日(平成 26 年 4 月)から 5 年間の時限措置とともに、分割納付については事業所間の連帯債務を外したり、最長分割納付期間を 15 年から 30 年にするなど解散しやすい措置が講じられました。

イ 実績

<代行返上、解散件数>

	将来返上認可	過去返上認可	解散認可	特例解散認可
26年度	21 基金	0 基金	9 基金	4 基金
27年度	20 基金	1 基金	26 基金	6 基金
28年度	4 基金	3 基金	9 基金	2 基金

③ 指導監督

ア 概要

指導監督にあたっては、厚生年金基金の事業運営の適否がそのまま加入員及び受給者等の権利に影響し、ひいては厚生年金保険制度全体にも影響を与えるかねないため、事業運営の内容が円滑かつ適正に行われていることを確認するとともに財政の早期健全化を図るという観点から、実地監査を重点的に実施しています。また、解散した厚生年金基金に対しても、清算事務が適正に行われているかを確認するため、財産目録等承認申請時において実地監査を実施しています。

なお、実地監査は基金運営の透明性を確保する観点から

- (ア) 経理面において不正、不適切な事務処理はないか
- (イ) 監事による適切な監査が行われているか
- (ウ) 個人情報の適切な管理を行っているか
- (エ) 年金積立金等の資産運用が適切に行われているか

について重点的に監査を行っています。

また、実地監査の結果については、指導等を行った事項のうち、主なものを近畿厚生局ホームページへ掲載しています。

イ 実績

	通常実地監査	解散後実地監査
26年度	5 基金	6 基金
27年度	1 基金	13 基金
28年度	0 基金	21 基金

(注 1) 存続厚生年金基金に関する監査業務（通常実地監査）は、原則、解散等の方針が決定している基金を除いて、所定の周期で行っており、計画どおり実施

(注 2) 平成 28 年度の通常実地監査は、解散等の方針が決定していない 1 基金が前年度に実施しているため、監査対象となる基金はなし

(2) 国民年金基金の指導監督等

① 制度の概要等

ア 概要

国民年金基金は、厚生労働大臣の認可を受け、都道府県ごと（地域型）や業種別（職域型）に公法人である国民年金基金を設立し、自営業者等の方々に老齢基礎年金に上乗せする給付を支給する制度として、平成3年4月に導入されました。

近畿厚生局では、国民年金基金にかかる規約変更認可申請書、規約変更届出書等の受理及び認可、厚生労働大臣への提出書類の審査並びに公法人証明、印鑑証明などの業務を行っています。

イ 実績

(ア) 国民年金基金数

	地 域 型	職 域 型
26年度末	7 基金	0 基金
27年度末	7 基金	0 基金
28年度末	7 基金	0 基金

(イ) 各申請書等の受付件数

	厚生労働大臣へ 提出する書類	規約変更認可 申請書等	規約変更 届出書等	公法人証明、 印鑑証明
26年度	71 件	0 件	9 件	2 件
27年度	79 件	0 件	37 件	6 件
28年度	55 件	4 件	29 件	16 件

② 指導監督

ア 概要

指導監督にあたっては、国民年金基金の自立の推進を図る観点から、制度の周知を図るための広報活動の実施状況、加入員確保事業の推進状況等を中心に実施しています。

イ 実績

	実地監査
26年度	3 基金
27年度	2 基金
28年度	2 基金

(注) 監査業務は、原則、所定の周期で行っており、計画どおり実施

(3) 確定拠出年金に関する業務

制度の概要等

ア 概要

確定拠出年金は、事業主又は事業主と個人が拠出した資金を個人が自己責任において運用の指図を行い、高齢期において、その結果に基づいた給付を受けることが出来るようにするための制度として平成13年10月に導入されました。厚生年金保険の適用事業所の事業主が単独または共同して実施する「企業型」と、国民年金基金連合会が実施する「個人型」があります。

近畿厚生局では、「企業型」にかかる管内の事業主からの規約承認申請書、規約変更承認申請書及び規約変更届出書等の受理及び承認の業務を行っています。

イ 実績

(ア) 規約承認件数

	規約承認総件数	新規承認件数
26年度末	750 件	38 件
27年度末	807 件	62 件
28年度末	858 件	60 件

(注)新規承認件数は、規約承認総件数の内数

(イ) 各申請書等の受付件数

	規約承認申請書	規約変更承認申請書等	規約変更届出書等
26年度	40 件	224 件	953 件
27年度	66 件	196 件	966 件
28年度	66 件	216 件	1,032 件

(4) 確定給付企業年金の指導監督等

① 制度の概要等

ア 概要

確定給付企業年金は、厚生年金基金と異なり、国の厚生年金の代行を行わず、上乗せの年金給付のみを行う仕組みとして、平成14年4月に導入されました。この制度には、労使合意の年金規約に基づき、事業主が信託会社、生命保険会社等と契約を結び、外部積立てにより年金資産を管理、運用し年金給付を行う「規約型」と、母体企業とは別の法人格を持った企業年金基金を設立した上で、企業年金基金において年金資産を管理、運用し年金給付を行う「基金型」があります。

近畿厚生局では、事業主及び企業年金基金からの規約承認（認可）申請書、規約変更承認（認可）申請書及び規約変更届出書等の受理、承認及び認可、厚生労働大臣への提出書類の審査並びに公法人証明及び印鑑証明等の業務を行っています。

イ 実績

(ア) 規約承認・認可件数

	規約承認（規約型）及び認可（基金型）総件数	当年度中の新規規約承認及び新規認可件数
26年度末	2,777 件	17 件
27年度末	2,724 件	29 件
28年度末	2,666 件	34 件

(注)当年度中の新規承認及び新規認可件数は、規約承認及び認可総件数の内数

(イ) 各申請書等の受付件数

	厚生労働大臣へ提出する書類	規約変更認可申請書等	規約変更届出書等	公法人証明、印鑑証明
26年度	293 件	268 件	3,942 件	53 件
27年度	276 件	228 件	3,883 件	73 件
28年度	295 件	253 件	3,514 件	52 件

② 指導監督

ア 概要

平成 22 年度から、確定給付企業年金を実施する事業主及び企業年金基金に対して、監査を始めました。監査は、初めに書面により監査資料の提出を求め、確定給付企業年金の事業運営が法令及び規約に基づき適切に実施されているか検査を行い、必要に応じて実地による監査を行っています。

なお、監査の結果について、指導等を行った事項のうち、主なものを近畿厚生局ホームページへ掲載しています。

イ 実績

	書面監査		実地監査	
	(基金)	(事業主)	(基金)	(事業主)
26年度	8 基金	163 事業主	0 基金	0 事業主
27年度	8 基金	220 事業主	0 基金	0 事業主
28年度	6 基金	187 事業主	0 基金	0 事業主

(注) 確定給付企業基金に関する監査業務については、原則として所定の周期で行っており、計画どおり実施

13 管理課

(1) 医療課、調査課、特別指導第一課、特別指導第二課、指導監査課及び府県事務所の所掌事務に関する総合調整等

概要

管理課は、医療課、調査課、特別指導第一課、特別指導第二課、指導監査課及び府県事務所が所掌する保険医療機関等の療養担当者に対する指導・監査等の業務の実施に関する計画の調整、進捗管理及び分析等を行っています。

(2) 特定医療法人が厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明事務

① 概要

医療法人が特定医療法人として法人税の軽減を受けようとする場合は、特定医療法人承認申請時及び各事業年度ごとに、租税特別措置法の規定に基づく厚生労働大臣の証明書を所轄税務署を経由して国税庁に提出することとされています。

近畿厚生局では、医療法人が一定の基準（租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号）を満たしていることについての証明書の交付事務を行っています。

② 実績

	26年度	27年度	28年度
証明書の交付件数	72件	68件	67件

(3) 公益法人等が行う医療保健業に係る非課税措置制度に関する証明事務

① 概要

無料または低額診療等を行う公益法人等のうち、一定の要件を満たしたものについては、その法人が行う医療保健業は収益事業の範囲から除かれ非課税となる制度が設けられています。（法人税法施行令第5条第1項第29号ヲまたはヨ）

近畿厚生局では、この非課税措置制度の適用を受けるための一定の要件（法人税法施行規則第5条第6号または第6条第4号及び第7号）を満たしていることについての証明書の交付事務を行っています。

② 実績

	26年度	27年度	28年度
証明書の交付件数	23件	19件	21件

(4) 国民健康保険の保険者等の指導

① 概要

国民健康保険の保険者等に対し、国民健康保険事業の適正かつ安定的運営の確保を図り、保険財政の健全化、医療費の適正化及び保健事業の推進に努めるよう、指導を行っています。

② 実績（平成 28 年度）

9月から12月までの間、管内の7府県及び対象市町に対して実施し、保険料未納者への早期対応等の保険料（税）収入確保対策、レセプト点検調査の充実強化等の医療費適正化対策等について助言を行いました。

府県及び対象市町については次のとおりです。

＜府県及び対象市町等：7府県、7市、5国保連合会＞

・福井県	・あわら市	・福井県国民健康保険団体連合会
・滋賀県	・近江八幡市	・滋賀県国民健康保険団体連合会
・京都府	・南丹市	・京都府国民健康保険団体連合会
・大阪府	・松原市	
・兵庫県	・三木市	
・奈良県	・天理市	・奈良県国民健康保険団体連合会
・和歌山県	・海南市	・和歌山県国民健康保険団体連合会

(26年度 7府県、7市町、5国保連合会)

(27年度 7府県、7市町、2国保連合会)

（5）後期高齢者医療制度の運営主体等の指導

① 概要

後期高齢者医療制度の運営主体等に対し、後期高齢者医療制度の適正かつ安定的運営の確保を図り、財政の健全化及び医療費の適正化に努めるよう、指導を行っています。

② 実績（平成 28 年度）

9月から12月までの間、管内の7府県及び対象市町等に対して実施し、保険料未納者への早期対応等の保険料（税）収入確保対策、レセプト点検調査の充実強化等の医療費適正化対策等について助言を行いました。

府県及び対象市町等については次のとおりです。

＜府県及び対象市町等：7府県、7市、7広域連合、5国保連合会＞

・福井県	・あわら市	・福井県後期高齢者医療広域連合 ・福井県国民健康保険団体連合会
・滋賀県	・近江八幡市	・滋賀県後期高齢者医療広域連合 ・滋賀県国民健康保険団体連合会
・京都府	・南丹市	・京都府後期高齢者医療広域連合 ・京都府国民健康保険団体連合会
・大阪府	・松原市	・大阪府後期高齢者医療広域連合
・兵庫県	・三木市	・兵庫県後期高齢者医療広域連合
・奈良県	・天理市	・奈良県後期高齢者医療広域連合 ・奈良県国民健康保険団体連合会
・和歌山県	・海南市	・和歌山県後期高齢者医療広域連合 ・和歌山県国民健康保険団体連合会

(26 年度：7 府県、7 市町、7 広域連合、5 国保連合会)

(27 年度：7 府県、7 市町、7 広域連合、2 国保連合会)

(6) 社会保険診療報酬支払基金支部の指導監督

① 概要

社会保険診療報酬支払基金支部に対し、社会保険診療報酬支払基金支部が行う業務について、適正かつ安定的運営の確保を図り、保険財政の健全化及び医療費の適正化に資するよう、指導監督を行っています。

② 実績（平成 28 年度）

社会保険診療報酬支払基金福井支部及び社会保険診療報酬支払基金大阪支部の 2 支部に対し、実地監査を行いました。（26 年度：3 支部、27 年度：2 支部）

14 医 療 課

(1) 指導監査課及び府県事務所の行う業務に関する事務の指導及び監督

① 概要

医療課は、健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督及び保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する指導・監査等の事務等の業務を取り扱う近畿厚生局指導監査課及び近畿厚生局管内の府県ごとに設置された事務所に対して、事務の指導及び監督を行っています。

(2) 特定機能病院及び臨床研究中核病院に係る医療監視業務

① 概要

医療機関への立入検査（いわゆる医療監視）業務は医療法第25条の規定に基づき、医療機関が法令により規定された人員及び構造・設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かを検査し、不適正な場合は指導等を通じて改善を図り、良質で適正な医療が国民に提供されることを目的として、厚生労働省・都道府県・保健所を設置する市又は特別区が行うこととされています。

近畿厚生局では、同法同条第3項の規定に基づき、特定機能病院及び臨床研究中核病院への立入検査を実施しています。

（特定機能病院）

特定機能病院とは、平成5年の第二次医療法改正により制度化された医療機関の機能区分で、医療法第4条の規定により、

- ア 高度の医療を提供する。
- イ 高度の医療技術の開発・評価を行う。
- ウ 高度の医療に関する研修を行わせる。

等の能力を有する他、必要な施設を有し、構造・設備等が厚生労働省令で定める要件に適合する、病床数400床以上の病院で、厚生労働大臣の承認を得た病院です。

（臨床研究中核病院）

臨床研究中核病院とは、平成27年3月31日付の医療法改正により制度化された医療機関の機能区分で、医療法第4条の3の規定により、

- ア 特定臨床研究に関する計画を立案し、実施する。
- イ 共同して特定臨床研究を実施する場合には、主導的な役割を果たす。
- ウ 相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行う。
- エ 特定臨床研究に関する研修を行う。

等の能力を有する他、必要な施設を有し、構造・設備等が厚生労働省令で定める要件に適合する、病床数400床以上の病院で、厚生労働大臣の承認を得た病院です。

② 実績

ア 所管する特定機能病院：15 病院（平成 29 年 3 月 31 日現在）

府県名	病院名称	所管保健所等名
福井県	福井大学医学部附属病院	福井保健所
滋賀県	滋賀医科大学医学部附属病院	大津市保健所
京都府	京都大学医学部附属病院	京都市左京保健センター
	京都府立医科大学附属病院	京都市上京保健センター
大阪府	大阪医科大学附属病院	高槻市保健所
	関西医科大学附属病院	枚方市保健所
	大阪大学医学部附属病院	吹田保健所
	国立循環器病研究センター	吹田保健所
	大阪市立大学医学部附属病院	大阪市保健所
	大阪国際がんセンター※	大阪市保健所
	近畿大学医学部附属病院	富田林保健所
兵庫県	神戸大学医学部附属病院	神戸市保健所
	兵庫医科大学病院	西宮市保健所
奈良県	奈良県立医科大学附属病院	中和保健所
和歌山県	和歌山県立医科大学附属病院	和歌山市保健所

(注) 大阪府立成人病センターは、平成 29 年 3 月 25 日に大阪国際がんセンターに名称変更

イ 特定機能病院立入検査の実績

	26 年度	27 年度	28 年度
立入検査の実施病院数	15 病院	15 病院	15 病院

ウ 所管する臨床研究中核病院：2 病院（平成 29 年 3 月 31 日現在）

府県名	病院名称	所管保健所等名
京都府	京都大学医学部附属病院	京都市左京保健センター
大阪府	大阪大学医学部附属病院	吹田保健所

(注) 京都大学医学部附属病院は平成 29 年 3 月 23 日、大阪大学医学部附属病院
は平成 27 年 8 月 7 日、それぞれ承認

エ 臨床研究中核病院立入検査の実績

	28 年度
立入検査の実施病院数	1 病院

(3) 指導部門の所掌事務に係る訴訟に関する業務

① 概要

近畿厚生局が保険医療機関等に行った取消処分を不服として、保険医療機関等から訴訟を提起された場合において、法務局と連絡調整を行うほか、訴訟に関する情報の収集、分析を行っています。

※ 根拠法令：国家賠償法第1条第1項、行政事件訴訟法第1条

② 訴訟対応件数（指導部門）

	26年度	27年度	28年度
訴訟対応件数	13件	24件	27件

15 調査課

(1) 保険医療機関等に関する定例的な調査等の調整・報告

概要

保険医療機関及び保険医療養担当規則等で定める定例報告の調整、保険医療機関等数の報告業務等を行っています。

(2) 指導部門が保有する情報の公開に係る調整

概要

近畿厚生局指導監査課及び府県事務所が保有する保険医療機関等の指定に関する情報、施設基準の届出に関する情報及び保険医等の登録に関する情報等の公開にあたつての調整業務を行っています。

(3) 保険医療機関等管理システムの運営

概要

調査課は、保険医療機関等の情報を電子データで管理する保険医療機関等管理システムの運用及び情報管理業務を行っています。

また、保険医療機関等管理システムから、近畿厚生局管内の保険医療機関等の指定状況や施設基準の届出状況等に係るデータを抽出し、ホームページに掲載しています。

16 特別指導第一課・特別指導第二課

特定事項に関する監督

① 概要

保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者、その他医療保険事業の療養担当者に対する監督に関する事務のうち、地方厚生局長が特別の監督を行う必要があると認めた特定事項に関する監督を行っています。

② 実績

ア 指導

保険医療機関、保険医

- 近畿管内の保険医療機関及び保険医に対して、個別指導を実施しました。

イ 監査

保険医療機関、保険医

- 近畿管内の保険医療機関及び保険医に対して、監査を実施しました。

また、監査の結果に基づき、保険医療機関の指定取消、保険医の登録取消の処分等を行いました。

※ 実施件数については、各府県事務所等の実績に含まれています。

17 指導監査課・府県事務所

(1) 保険医療機関及び保険薬局の指定等、保険医及び保険薬剤師の登録に関する申請、届出等の受付及び審査

① 概要

ア 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師

医療機関または薬局が健康保険等の公的医療保険による診療等を行うためには、保険医療機関または保険薬局として厚生労働大臣の指定を受けなければなりません。

また、保険医療機関において健康保険等の診療に従事する医師若しくは歯科医師または保険薬局において健康保険等の調剤に従事する薬剤師は、厚生労働大臣の登録を受けた保険医または保険薬剤師でなければならないとされています。

近畿厚生局では、保険医療機関及び保険薬局の指定や保険医及び保険薬剤師の登録に関する業務を行っています。

イ 指定訪問看護事業者

指定訪問看護ステーションが指定訪問看護事業を行った場合には、医療保険から訪問看護療養費が支給されます。

この指定訪問看護事業は、従業者の知識、技能及び人員等の基準を満たしたものとして厚生労働大臣の指定を受けた事業者が行うこととされています。

近畿厚生局では、健康保険法による指定訪問看護事業者の指定等に関する業務を行っています。なお、都道府県知事に介護保険法の指定申請を行い、指定を受けた場合は、健康保険法の指定も同時に受けたものとみなされます。

ウ 柔道整復師

被保険者等が柔道整復師に施術を受けた場合、その費用は、原則として、被保険者等が一旦柔道整復師に支払い、後日、保険者から療養費として償還を受ける現金給付のしくみとなっています。

しかし、被保険者の負担を軽減する観点から、柔道整復師から施術を受けた被保険者等は一部負担金に相当する額のみを柔道整復師に支払い、残りの療養費は、被保険者等から受領委任を受けた柔道整復師が保険者に請求するしくみ（受領委任払い）を探っています。

近畿厚生局では、柔道整復師の施術に係る療養費に関する業務を行っています。

② 実績

78 頁に掲載

(2) 基本診療料の施設基準、特掲診療料の施設基準及び入院時食事療養等に係る届出の受理及び調査等

① 概要

保険医療機関及び保険薬局は、従事者数、施設・設備等において厚生労働大臣が定めた基準を満たすことにより、所定の診療（調剤）報酬を算定できます。

この基準を定めたものを施設基準といい、近畿厚生局では、保険医療機関等から提出された施設基準に係る届出の審査、受理及び受理後の調査等の業務を行っています。

② 実績

	26 年度	27 年度	28 年度
診療報酬の請求に関する各種届出件数 (施設基準)	73,770 件	42,962 件	90,896 件

(注) 平成 26 年度及び平成 28 年度は診療報酬等改定に伴う届出を含む

(3) 保険医療機関、保険薬局等及び保険医、保険薬剤師等に対する指導及び監査

① 概要

ア 指導

(ア) 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師

「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等に定められている保険診療（保険調剤）の取扱い及び診療（調剤）報酬の請求等に関する事項について周知徹底し、保険診療（保険調剤）の質的向上及び適正化を図ることを目的として、健康保険法等の規定に基づき、保険医療機関、保険薬局、保険医及び保険薬剤師に対して指導を実施しています。

具体的には、集団指導、集団的個別指導及び個別指導の方法により行われています。

(イ) 指定訪問看護事業者、訪問看護ステーションの看護師等

「指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準」等に定められている指定訪問看護の取扱い及び訪問看護療養費の請求に関する事項について周知徹底し、指定訪問看護の質的向上及び適正化を図ることを目的として、健康保険法等の規定に基づき、指定訪問看護事業者、訪問看護ステーションの看護師等に対して指導を実施しています。

具体的には、集団指導及び個別指導の方法により行われています。

(ウ) 柔道整復師

受領委任の取扱規程等に定められている保険施術の取扱い及び療養費の請求に関する事項について周知徹底し、保険施術の質的向上及び適正化を図ることを目的として、厚生労働省の通知に基づき、近畿厚生局長及び知事に受領委任に係る登録等を受けた柔道整復師に対して指導を実施しています。

具体的には、集団指導及び個別指導の方法により行われています。

イ 監査

(ア) 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師

保険医療機関等や保険医等の療養担当者が行う療養の給付について、診療（調剤）内容及び診療（調剤）報酬請求に関する不正または著しい不当が疑われた場合は、的確に事実関係を把握し、公正かつ適正な措置を取ることを目的として、健康保険法等の規定に基づき、監査を実施しています。

なお、監査の結果に基づき、保険医療機関等の指定の取消処分、保険医等の登録の取消処分、戒告、注意などの行政上の措置を行っています。

(イ) 指定訪問看護事業者、訪問看護ステーションの看護師等

指定訪問看護事業者が行う指定訪問看護について、訪問看護療養費の請求に関する不正または著しい不当が疑われた場合は、的確に事実関係を把握し、公正かつ適正な措置を取ることを目的として、健康保険法等の規定に基づき、監査を実施しています。

なお、監査の結果に基づき、指定訪問看護事業者の指定の取消処分、戒告、注意などの行政上の措置を行っています。

(ウ) 柔道整復師

受領委任に係る登録等を受けた柔道整復師が行う保険施術について、療養費の請求に関する不正または著しい不当が疑われた場合は、的確に事実関係を把握し、公正かつ適正な措置を取ることを目的として、受領委任払いに関する通知に基づき、監査を実施しています。

なお、監査の結果に基づき、療養費の請求内容に不正または著しい不当の事実が認められた場合は、受領委任の取扱いを中止します。

② 実績

指導監査等の実績については、厚生労働省の「平成28年度における保険医療機関等の指導及び監査の実施状況について（概況）」に併せて公表予定です。

※ 上記の（1）～（3）の業務については、保険医療機関等が所在する府県を管轄する事務所（大阪府にあっては、指導監査課）が行っています。

平成 28 年度における保険医療機関数等の実績は、以下のとおりです。

1. 保険医療機関等数及び保険医等数

	保険医療機関等			保険医等			指定訪問 看護事業 所	柔道整復 施術所
	医 科	歯 科	薬 局	医 師	歯科 医師	薬剤師		
福 井 県	537	311	275	2,244	499	1,153	79	253
滋 賀 県	941	578	563	3,979	985	2,954	99	417
京 都 府	2,401	1,369	990	11,496	2,418	6,826	260	1,256
大 阪 府	8,368	5,676	4,029	33,755	11,040	25,747	1,062	6,539
兵 庫 県	4,846	3,097	2,555	18,637	5,054	15,969	640	2,130
奈 良 県	1,147	710	517	4,376	1,202	3,446	137	596
和 歌 山 県	1,029	573	463	3,675	975	2,537	131	596
29. 4. 1 現在	19,269	12,314	9,392	78,162	22,173	58,632	2408	11,787
28. 4. 1 現在	19,263	12,301	9,241	76,951	21,926	56,721	2,241	11,762
27. 4. 1 現在	19,246	12,300	9,090	75,544	21,719	55,250	1,997	11,236

2. 保険医療機関等指定状況

	新規指定				指定更新			
	医 科	歯 科	薬 局	計	医 科	歯 科	薬 局	計
福 井 県	8	7	13	28	110	65	45	220
滋 賀 県	33	26	56	115	189	119	76	384
京 都 府	96	53	84	233	546	311	127	984
大 阪 府	387	242	286	915	1,813	1,213	607	3,633
兵 庫 県	189	119	169	477	1,061	658	363	2,082
奈 良 県	47	19	33	99	250	180	67	497
和 歌 山 県	24	15	20	59	232	137	79	448
28 年度	784	481	661	1,926	4,201	2,683	1,364	8,248
27 年度	843	451	686	1,980	2,489	1,559	1,175	5,223
26 年度	818	454	723	1,995	1,194	670	867	2,731

3. 個別指導

		保険医療機関等			訪問看護
		医科	歯科	薬局	
福井県	保険医療機関等	13 件	12 件	11 件	0 件
	保険医等	15 人	12 人	16 人	
滋賀県	保険医療機関等	23 件	14 件	21 件	0 件
	保険医等	25 人	15 人	27 人	
京都府	保険医療機関等	18 件	19 件	36 件	0 件
	保険医等	67 人	45 人	45 人	
大阪府	保険医療機関等	45 件	44 件	26 件	1 件
	保険医等	45 人	77 人	35 人	
兵庫県	保険医療機関等	44 件	28 件	25 件	0 件
	保険医等	60 人	33 人	30 人	
奈良県	保険医療機関等	31 件	24 件	19 件	0 件
	保険医等	63 人	32 人	24 人	
和歌山県	保険医療機関等	25 件	19 件	17 件	0 件
	保険医等	27 人	20 人	20 人	
28年度	保険医療機関等	199 件	160 件	155 件	1 件
	保険医等	302 人	234 人	197 人	
27年度	保険医療機関等	200 件	165 件	146 件	1 件
	保険医等	421 人	195 人	187 人	
26年度	保険医療機関等	205 件	146 件	139 件	0 件
	保険医等	406 人	178 人	224 人	

4. 新規個別指導

	保険医療機関等		
	医科	歯科	薬局
福井県	7 件	3 件	9 件
滋賀県	25 件	9 件	16 件
京都府	52 件	23 件	46 件
大阪府	210 件	130 件	155 件
兵庫県	95 件	74 件	83 件
奈良県	24 件	17 件	18 件
和歌山県	13 件	11 件	15 件
28年度	426 件	267 件	342 件
27年度	447 件	304 件	468 件
26年度	462 件	335 件	581 件

5. 集団的個別指導

	保険医療機関等		
	医科	歯科	薬局
福井県	27 件	19 件	20 件
滋賀県	40 件	34 件	31 件
京都府	129 件	104 件	44 件
大阪府	539 件	433 件	295 件
兵庫県	276 件	240 件	191 件
奈良県	55 件	36 件	38 件
和歌山県	49 件	44 件	27 件
28年度	1,115 件	910 件	646 件
27年度	1,102 件	887 件	672 件
26年度	1,097 件	910 件	638 件

6. 適時調査（施設基準調査）

	適時調査（施設基準調査）	
	医科	訪問看護
福井県	38 件	0 件
滋賀県	33 件	0 件
京都府	75 件	0 件
大阪府	132 件	0 件
兵庫県	89 件	1 件
奈良県	41 件	0 件
和歌山県	43 件	0 件
28年度	451 件	1 件
27年度	379 件	26 件
26年度	358 件	25 件

7. 監査

		保険医療機関等			訪問看護
		医科	歯科	薬局	
福井県	保険医療機関等	0 件	0 件	0 件	0 件
	保険医等	0 人	0 人	0 人	
滋賀県	保険医療機関等	0 件	1 件	0 件	0 件
	保険医等	0 人	4 人	0 人	
京都府	保険医療機関等	0 件	0 件	0 件	0 件
	保険医等	0 人	0 人	0 人	
大阪府	保険医療機関等	2 件	4 件	0 件	0 件
	保険医等	10 人	46 人	0 人	
兵庫県	保険医療機関等	2 件	1 件	1 件	0 件
	保険医等	2 人	2 人	1 人	
奈良県	保険医療機関等	1 件	0 件	0 件	0 件
	保険医等	1 人	0 人	0 人	
和歌山県	保険医療機関等	0 件	0 件	0 件	0 件
	保険医等	0 人	0 人	0 人	
28年度	保険医療機関等	5 件	6 件	1 件	0 件
	保険医等	13 人	52 人	1 人	
27年度	保険医療機関等	7 件	11 件	0 件	0 件
	保険医等	8 人	38 人	0 人	
26年度	保険医療機関等	10 件	9 件	1 件	0 件
	保険医等	20 人	56 人	1 人	

8. 返還金

	指導によるもの	監査によるもの	適時調査によるもの	計
福井県	997 万円	0 万円	485 万円	1,482 万円
滋賀県	3,862 万円	0 万円	264 万円	4,126 万円
京都府	1,877 万円	78 万円	4,648 万円	6,603 万円
大阪府	7,195 万円	7,029 万円	31,734 万円	45,958 万円
兵庫県	11,153 万円	0 万円	476 万円	11,629 万円
奈良県	3,809 万円	422 万円	313 万円	4,544 万円
和歌山県	2,095 万円	1,839 万円	193 万円	4,127 万円
28年度	30,988 万円	9,368 万円	38,113 万円	78,469 万円
27年度	56,764 万円	4,431 万円	106,945 万円	168,140 万円
26年度	111,056 万円	2,376 万円	115,417 万円	228,849 万円

※ 各年度内に確定した返還金額を計上したものであり、個別指導、新規個別指導、監査または適時調査の実施年度と一致するものではありません。

9. 保険医療機関等の指定取消等及び保険医等の登録取消等の状況

	区分	保険医療機関等		
		医科	歯科	薬局
福井県	保険医療機関等	指定取消	0 件	0 件
		取消相当	0 件	0 件
	保険医等	登録取消	0 人	0 人
		取消相当	0 人	0 人
滋賀県	保険医療機関等	指定取消	0 件	0 件
		取消相当	0 件	0 件
	保険医等	登録取消	0 人	0 人
		取消相当	0 人	0 人
京都府	保険医療機関等	指定取消	0 件	0 件
		取消相当	0 件	0 件
	保険医等	登録取消	0 人	0 人
		取消相当	0 人	0 人
大阪府	保険医療機関等	指定取消	1 件	0 件
		取消相当	1 件	0 件
	保険医等	登録取消	2 人	0 人
		取消相当	0 人	0 人
兵庫県	保険医療機関等	指定取消	0 件	1 件
		取消相当	1 件	1 件
	保険医等	登録取消	1 人	0 人
		取消相当	0 人	0 人
奈良県	保険医療機関等	指定取消	0 件	0 件
		取消相当	0 件	0 件
	保険医等	登録取消	0 人	0 人
		取消相当	0 人	0 人
和歌山県	保険医療機関等	指定取消	0 件	0 件
		取消相当	0 件	0 件
	保険医等	登録取消	0 人	0 人
		取消相当	0 人	0 人
28年度	保険医療機関等	指定取消	1 件	2 件
		取消相当	2 件	2 件
	保険医等	登録取消	3 人	2 人
		取消相当	0 人	0 人
27年度	保険医療機関等	指定取消	3 件	2 件
		取消相当	4 件	4 件
	保険医等	登録取消	4 人	1 人
		取消相当	1 人	0 人
26年度	保険医療機関等	指定取消	1 件	3 件
		取消相当	1 件	2 件
	保険医等	登録取消	0 人	5 人
		取消相当	0 人	0 人

10. 柔道整復師の指導・監査実施状況

		個別指導	監査	監査後の措置	
福井県	施術所	0件	0件	中止	0件
				中止相当	0件
滋賀県	施術所	0件	0件	中止	0件
				中止相当	0件
京都府	施術所	2件	0件	中止	0件
				中止相当	0件
大阪府	施術所	22件	6件	中止	0件
				中止相当	1件
兵庫県	施術所	2件	1件	中止	0件
				中止相当	0件
奈良県	施術所	4件	1件	中止	0件
				中止相当	0件
和歌山県	施術所	1件	0件	中止	0件
				中止相当	0件
28年度	施術所	31件	8件	中止	0件
				中止相当	1件
27年度	施術所	22件	4件	中止	4件
				中止相当	5件
26年度	施術所	50件	19件	中止	5件
				中止相当	6件

18 麻薬取締部

(1) 取締

① 概要

ア 薬物犯罪の取締

麻薬取締官は、麻薬及び向精神薬取締法第 54 条の規定に基づき、厚生労働大臣の指揮監督を受け、司法警察員として、次の法律で規制される薬物犯罪の取締りを行っています。

[薬物関連六法]

- | | |
|------------------------|----------------------------|
| ・麻薬及び向精神薬取締法 | ヘロイン、コカイン、MDMA、LSD等 |
| ・大麻取締法 | 大麻草、乾燥大麻、大麻樹脂、液体大麻等 |
| ・あへん法 | あへん、けし、けしがら |
| ・覚せい剤取締法 | 覚醒剤 |
| ・麻薬特例法 | 薬物犯罪収益の隠匿・収受の処罰、薬物犯罪収益の没収等 |
| ・医薬品医療機器等法
(旧「薬事法」) | 指定薬物、危険ドラッグ |

[刑法]

- ・第 2 編第 14 章あへん煙に関する罪

イ 各取締機関との連携

例年 5~6 月に、厚生労働省と近畿厚生局麻薬取締部が主催して薬物取締関係機関の参加を得て「近畿地区麻薬取締協議会」を開催し、新たに規制された薬物の周知や特異事例、犯罪手口の変化に対応する取締上の問題点などの情報を交換し連携を図っています。

また、事件によっては、関係取締機関（警察、海上保安本部、税関）と合同で捜査を行っています。

② 捜査実績

平成 28 年に、近畿厚生局麻薬取締部が検挙した人員は合計 174 名で、覚醒剤約 1.4kg、コカイン約 96 g、乾燥大麻約 14.7kg、大麻草 428 本、指定薬物約 130g 及び約 0.5 リットル等を押収しています。

	26 年	27 年	28 年
検挙人員	141 名	192 名	174 名

なお、平成 26 年に急激に蔓延して社会問題になった危険ドラッグについては、政府の緊急対策に基づき、全国の麻薬取締部が都道府県、警察等関係機関と一丸となって取締りを強化した結果、平成 27 年 7 月までに危険ドラッグ販売店舗を全て壊滅させました。

(2) 鑑定

① 概要

薬物犯罪の捜査に関連して、犯罪を立証するため、麻薬取締部では最新機器を使った規制薬物の鑑定を行っています。

薬物犯罪の裁判においては、この鑑定が科学的捜査の中核となる重要な業務です。

主な鑑定として、

ア 押収薬物の特定

イ 被疑者から採取した生体試料（尿、汗、毛髪、血液等）からの規制薬物の検出

ウ 関連押収物に規制薬物が付着しているか否かの鑑定

等があります。

また、信頼性の高い鑑定手法の開発や新たな規制薬物の鑑定方法の研究を行っています。

② 実績

	26年	27年	28年
鑑定総件数	2,081件	2,196件	1,285件

（3）許認可等

① 概要

麻薬、覚醒剤、向精神薬等は、医療上非常に有用性のあるものが少なくありませんが、乱用されると、乱用者個人の健康の問題にとどまらず、各種犯罪の誘因となるなど公共の福祉に計り知れない危害をもたらすことになります。

乱用による保健衛生上の危害を防止するため、これら薬物の使用及び流通を医療及び学術研究に限定し、また取り扱うことができる者を免許制等により特定し、その取扱いについて規制することにより、不正ルートへの横流しを防止しています。

薬物五法に基づき、厚生労働大臣、近畿厚生局長による免許・指定・届出・許可等の審査、進達及び各種免許等の交付事務を行っています。

※ 当該業務のうち麻薬及び向精神薬取締法に基づく麻薬小売業者間譲渡許可は平成28年度から都道府県に事務・権限を移譲

② 実績

	26年	27年	28年
許認可総件数	1,239件	1,276件	1,099件

（4）立入検査

① 概要

各法規に基づき免許・指定・届出・許可等を受けている輸出入・製造・製剤・小分け・元卸・卸業者、医療機関、薬局等小売業者、研究者や危険ドラッグ販売店等に対し、管内府県の担当者等と協力し立入検査、行政指導を実施しています。

② 実績

	26年度	27年度	28年度
立入検査実施総件数	323件（うち指定薬物239件）	115件（うち指定薬物2件）	177件（うち指定薬物0件）

(5) 中毒者対策（治療相談・再乱用防止）

① 麻薬中毒者に対して、麻薬中毒者相談員、府県麻薬取締員と協力し、再び乱用しないよう相談・指導を行っています。（注：中毒とは依存ともいい、薬物の使用を自己抑制できない状態を指します。）

また、薬物相談業務に携わる関係機関との連絡協議会を通じて、相談業務の充実、連携を図っています。

更に薬物乱用相談電話、

相談電話番号 06-6949-3779（大阪）
078-391-0487（神戸）

を設置し、麻薬等乱用者の家族などからの相談に応じています。

② 再乱用防止対策

麻薬取締部で検挙した薬物乱用者で保護観察の付かない執行猶予判決が見込まれる者（初犯者）及び自ら薬物との関係を絶ちたいと真摯に望む者に対し、独自のワークブックを用いた再乱用防止対策並びにその家族等に対する支援に取り組んでいます。

(6) 薬物乱用防止のための啓発活動

不正薬物の供給を削減するための密売人の取締りとともに、需要を削減するために、乱用者を検挙することや、新たな乱用者を作らないことが重要です。そこで、薬物の乱用経験がない青少年に対する啓発指導等を実施しています。

<主な予防啓発活動>

① 不正大麻・けし撲滅運動

あへん法で規制されている「けし」であるパパヴェル・ソムニフェルム・エル及びパパヴェル・セティゲルム・ディーシーや麻薬及び向精神薬取締法で麻薬原料植物に指定されているハカマオニゲシ等の開花時期や大麻の成長期に合わせ、ポスター、リーフレット等を配布し、府県・保健所等と協力して不正大麻・けし撲滅運動（5月1日～6月30日）を実施し、大麻・けしの発見除去に努めています。

② 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（6月20日～7月19日）

③ 麻薬・覚醒剤等乱用防止運動及び乱用防止地区（府県）大会

厚生労働省と都道府県が共催して、国民の薬物乱用防止に対する意識を深めるため、毎年、様々な地域団体を加えた麻薬・覚醒剤等乱用防止運動や乱用防止地区（府県）大会を開催しています。（毎年10月～11月）

④ 学校教育における啓発活動

学校等における薬物乱用防止教室に参加し、薬物乱用防止に関する講演を行うなど、青少年に対する薬物乱用防止の予防啓発活動を展開しています。

